

現代中国における格差を是正する制度改革に資する
日本の資産所得税改革および年金改革経験

令和 5（2023）年 3 月

公益財団法人 アジア成長研究所

現代中国における格差を是正する制度改革に資する 日本の資産所得税改革および年金改革経験

八田達夫¹
アジア成長研究所 (AGI)

要旨

格差是正をするための資産所得税改革および年金改革に関して現在中国で行われている論議に資するため、戦後日本が行った資産所得税改革および年金改革の主な論点を展望した。

1. 資産所得税改革については、日本における資産所得の分離課税がおこなわれた背景を説明すると共に、総合所得税と分離課税を厚生経済学的に比較した議論を紹介した。さらに、この分離課税に多くの意義が認められるが、最終的には、資産所得のうち利子部分と超過利潤部分を分離して課税し、超過利潤部分には、賃金と同じ税率が適用されるべきだという議論を紹介した。

2. 譲渡益税については、日本では、現在の20%に落ち着くまでは、税率の引き下げや引き上げの繰り返しによる試行錯誤が行われた。これは、ロックイン効果を阻止することと十分な税収をあげることの2つの目的のトレードオフから生まれたものであった。日・米で提案された両目的の同時達成手段も紹介した。

3. 日本では現在、基礎年金は全ての年金受給者に対して共通な給付を与える制度になっている。しかし日本では歴史的経緯で、そのための保険料は自営業と被用者との間で異なる。中国では、基礎年金の財源は全額、税に求めることが望ましいと論じている。

¹本報告書は2部に分かれているが、第一部の作成に当たっては、文献や統計資料の調査、図の作成を含めて、AGIの協力研究員である一戸宏氏の研究支援を受けた。さらに、日本総研の西沢和彦氏から多くの貴重なご教示を賜った。第二部の作成に当たっては、一橋大学の佐藤主光教授から有益なコメントを頂いた。文献や統計資料の調査、図の作成を含めて、アジア成長研究所 Research Associate の保科寛樹氏による支援を得ることができた。

さらに中国の精華大学の The Center for Industrial Development and Environmental Governance (CIDEG) におけるセミナー参加者からも貴重なコメントを賜った。発表に際しては、CIDEG からの財政補助も賜った。これらのかたがたおよび組織に対してお礼申しあげたい。残る過ちは著者のものである。

第一部

日本の公的年金制度—現状・今後・変遷 —

中国では、公的年金制度改革が議論されている。本稿は、その論議の参考に供するため、戦後日本が行った年金改革の主な論点を展望するものである。

日本の年金制度は、1942年に労働者年金保険法が公的年金として発足した時には積立て方式であった。しかし、その後積立てに十分な保険料が設定されず、1986年の年金制度大改正によって二階建ての年金制度ができたときまでには賦課方式になっていた。しかしながら、人口減少や高度成長の終焉に伴い賦課方式の下では勤労世代の負担が過大になり、この方式を維持するのが難しくなった。このため、2004年にさらなる大改正が行われ、「マクロ経済スライド制」という準積立て方式が導入され、現在に至っている。本稿では現在の日本の年金制度を解説すると共に、そこに至った背景を展望するものである。

第1章では、日本の現行の公的年金制度を概観する。²特に厚生年金と国民年金の加入者・給付・保険料を押さえた上で、2つの年金種別が存在することによって生じている不公平を明らかにする。加えて、運営母体・徴収方法・納付率と滞納者への対応・積立金の運用など、年金業務が日本でどのように運営されているかをまとめる。さらに年金財政の現状を示した上で、1986年以降の賦課方式が招いた問題点を指摘し、改善策として導入されたマクロ経済スライドの大まかな仕組みを紹介する。

第2章では、日本の過去60年の公的年金制度史を展望して、現行制度の問題点が生じた背景を探る。

第3章では、市場経済における社会保障の役割や公的年金の意義の観点から、「1階部分と2階部分を設ける異なる根拠」を明らかにした上で、それに基づいて基礎年金と報酬比例年金のあるべき姿を、節Ⅲおよび節Ⅳで分析する。積立方式、強制加入、給付率保険料率の世代を超えた平準化、所得再分配からの独立等の必要性が検討される。

第4章では、現在中国で行われようとしている一階部分の年金創設に当たって、どのような財政方式を採れば少なくとも日本の年金制度より公平なものになるかを示す。

² ここで概観した項目をより詳しく調べられるよう、最新の情報に基づいている西沢和彦氏の調査レポートで関連するものを本文及び注で参照している。

第一章 日本の現行の公的年金制度

I. 年金種別、加入者、給付、および保険料

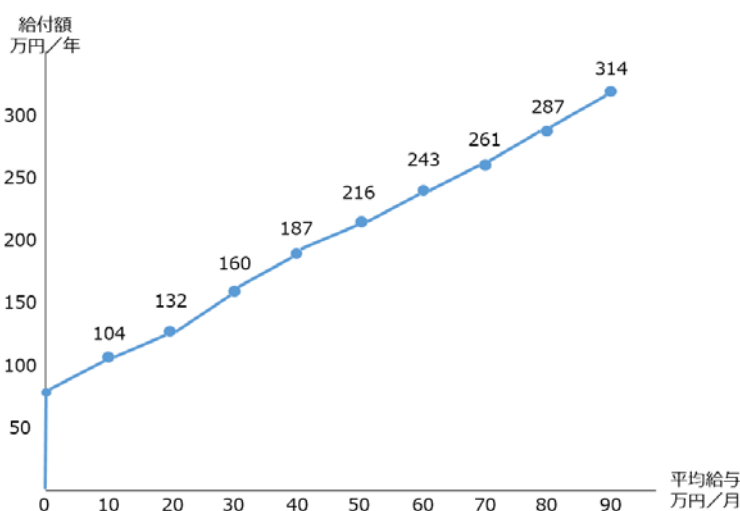
1. 厚生年金と国民年金

日本では1961年以来、国民全員が何らかの年金制度への加入を義務付けられている。具体的には、サラリーマンや公務員などの被雇用者（とその配偶者）は厚生年金に加入し、それ以外は国民年金に加入する。

厚生年金では保険料は所得に比例した保険料が徴収される。その一方で、給付は加入年数のみに依存して受給する定額部分（満期の場合は月64,816円）と、報酬比例の部分とがある。図1の数値が示すとおりである。給付のうち定額部分は、「基礎年金」と言われる。さらに、無職の配偶者を持つ場合には、その配偶者にも基礎年金が支給され、さらに遺族年金も受け取る。無職の配偶者を持つか否かは保険料に影響しない。すなわち、厚生年金受給者の無職の妻は、夫の保険料にフリーライドする制度である。

他方、国民年金の保険料は、所得に関係なく月1,6590円が課せられる。いわば人頭税である。その一方で給付額は基礎年金のみである。国民年金加入者の配偶者は、加入者本人の年金からは年金給付に関して恩恵を受けない。配偶者自身が保険料を払い国民年金に加入しなければならない。この点で、夫の年金にフリーライドできる厚生年金受給者の無職の妻と異なる。

図1 厚生年金加入者への給付



2. 加入者

厚生年金と国民年金それぞれの加入者数は表1が示す通りである。ここでは厚生年金に加入するサラリーマン本人とその無職の配偶者を区別して加入者数を記載している。制度上、国民年金被保険者は第1号被保険者、厚生年金に加入しているサラリーマン本人は第2号被保険者と言われ、その無職の妻は第3号被保険者と呼ばれている。

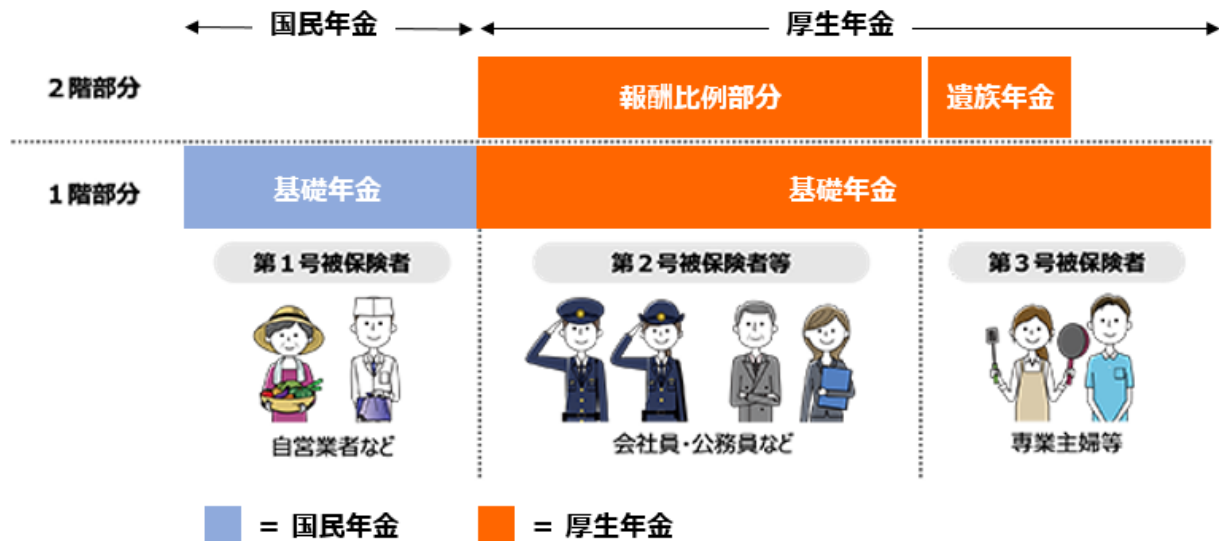
表 1 国民年金と厚生年金受給の対象者

年金の種類	対象者	加入者数 ³	被保険者分類
国民年金	農林漁業・自営業者とその配偶者、家事手伝い・20歳以上の学生・フリーター・定年退職した人の60歳未満の配偶者・弁護士などの士業の人・開業医・など	1,449万人	第1号被保険者
厚生年金	会社員・公務員など	4,513万人	第2号被保険者
	厚生年金加入者本人(第2号被保険者)に扶養されている配偶者(男女)	793万人	第3号被保険者

このうち、第1号～第3号被保険者の全員が「基礎年金」に加入する。特に1985年の法改正によって専業主婦の加入も義務化されたことで、以降は20歳以上60歳未満の人全てに加入義務が課されている。加えて第2号被保険者の保険料は被保険者と勤務先(事業主)が1:1の割合で折半して負担する。

こうした日本の公的年金制度は「2階建て構造(形式)」になっているとの認識が広く浸透している。

図 2 日本の公的年金制度⁴



3. 給付

まず、給付の観点から現行の公的年金制度を概観しよう。

第一に、公的年金加入者の全員に、「基礎年金」が給付される。20歳～60歳の40年間に渡って抜け漏れなく保険料を納めていた場合、2022年度の支給額は月額64,816円、年額

³ 加入者数は2021年3月末現在(厚生労働省HPより)

⁴ 「いっしょに検証! 公的年金」(厚生労働省)に基づいて筆者作成。

777,792 円である(16)。この金額は被保険者の現役時代の所得や保有資産に関わらず一定である。なお、未納の期間があれば基礎年金の支給額はその分減額される。なお、2017年7月31日までは「25年以上」の納付が給付の要件であったが、同年8月1日以降は「10年以上」と変更になった⁵。

第二に、国民年金加入者には、「基礎年金」のみが支給され、そのほかは支給されない。

第三に、厚生年金被保険者本人には「基礎年金」に加えて、現役時代の所得が増えるほど給付額が増える報酬比例部分の給付が支給される。

第四に、厚生年金被保険者本人に扶養されている配偶者には先述のように「基礎年金」が給付される他、配偶者が死亡し、かつ子どもがいる場合には遺族年金が支給される。受け取る金額は基礎年金が年額 78 万円+子どもの人数に応じた加算額、厚生年金が亡くなった配偶者の老齢厚生年金における報酬比例部分の3/4となっている。

まとめると、自営業者や農業従事者は「1階部分」のみから給付を受けるのに対して、会社員は「1階部分」+「2階部分」からも給付を受ける仕組みとなっている。

4. 保険料

国民年金の保険料は 2022 年度時点で月額 16,590 円である。保険料率の過去の推移については、日本年金機構が公表している資料が示している⁶。

次に厚生年金の保険料は、「標準報酬月額」と「保険料率」（現在は 18.3%）との乗数で算出される。なお、「標準報酬月額」は、毎年4月～6月の基本給+各種手当の実績に基づいて算出される。一方、保険料率は、年金制度改革に基づき 2004 年から段階的に引き上げられていたが、2017年に引上げが完了し、その年以來 18.3%で固定されている。最新の保険料額表については、日本年金機構が公表している資料から参照可能である⁷。

5. 厚生年金と国民年金の違いが生む不公平

基礎年金の保険料と給付の関係は、国民年金加入者と、厚生年金加入者との間で異なる。この差が加入者間に二種類の格差を生み出している。

第一に、国民年金の保険料は常に一定であり所得に対して逆進的である一方で、厚生年金の保険料は所得に対して比例的である。

第二に、第3号被保険者には、扶養している配偶者(第2号被保険者)が追加の支払いを求められることなく保険料が支給されるのに対して、第1号被保険者の配偶者は、自ら国民年金保険料を支払う必要がある。

このように、雇用されているものとされていないもの間で格差が生じている。もし、独立基礎年金制度を創設し、全てを所得税のような累進的課税で賄うこととし、雇用されていない者も、雇用されている者もその配偶者も、基礎年金に関しては「独立基礎年金制度」か

⁵ 減額の詳細は「日本年金機構」のウェブサイトを参照：老齢基礎年金の受給要件・支給開始時期・年金額 (<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/20150401-02.html>)

⁶ <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/20150331.files/01.pdf>

⁷ 会社負担と本人負担の割合:

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/ryogaku/ryogakuhyo/20200825.files/01.pdf>

ら受給することにすれば、基礎年金に関する業種間の格差は解消する。その際は国民年金を廃止し、厚生年金からは報酬比例部分のみを支給することになる。一方、新基礎年金は累進課税で賄われることになり、受給額は一律であるから、再配分効果が生じる。これは生涯を通じてみればベーシックインカムによる再分配にもなる。さらに、いわゆる 130 万円の壁（サラリーマンの配偶者の所得が、130 万円を超えると、第 2 号被保険者の資格を失うため、所得が 130 万円を超えない時間しか働かないという問題）も消滅する。

Ⅱ. 年金業務の運営

1. 運営母体

日本公的年金機構法に基づき 2010 年より公的年金に係る一連の運営業務を担うのが「日本年金機構」である。同機構は厚生労働大臣から委任・委託を受けて、保険料の徴収や年金給付などの年金事業を行っている。前身に当たる「社会保険庁」が公的機関であり、職員の身分は公務員であったにも関わらず、5,000 万件にも及ぶ年金の記録漏れに代表される不祥事が相次いだ反省から、同機構は非公務員型の特殊法人として運営されている。2018 年度末の人員は正規職員・准職員数 10,945 人、有期雇用契約職員数 7,818 人となっている。なお、同機構は厚生労働省との連携を謳う一方で、日本において「税」の全般を管掌する財務省とは別個の組織である。その結果、保険料の徴収と税の徴収が分離し、非効率(保険料徴収の大幅な漏れ)が生じている。

2. 徴収方法

公的年金の徴収方法は先述した被保険者の分類によって異なる。

第 1 号被保険者の元には納付書が配送され、被保険者自身が保険料を支払う仕組みとなっている。この際、口座振替やクレジットカードによる支払いを選択することも可能で、前納した場合には保険料が割引かれる仕組みも存在する。

一方、第 2 号被保険者については勤務先の給与から天引きをされ、第 3 号制被保険者については配偶者である第 2 号被保険者が加入する年金制度によって保険料が負担されることから、自身での納付は不要である

3. 納付率と支払義務の法的根拠、滞納者への対応

被保険者の給与から天引きされる厚生年金の納付率は概ね 95%程度で推移している。

他方、納付率に関して主に問題となるのは、被保険者自らが納付を行う「国民年金」である。

まず、国民年金保険料の納付は「国民年金法」第 88 条によって義務化されている。また、同法 91 条などで納付期限と滞納処分が定められている。具体的には、納付対象月の翌月末日までに納付を行わなかった場合、厚生労働大臣が期限を指定して納付の催促を行うことができる他、それでも納付を行われない場合には、財産の差押え等や延滞金の支払いを求めることが可能である旨が記されている。

実際の差押えまでには次の段取りが存在する⁸。

1. 「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（督促状）」の送付など
2. 「催告状」の送付
3. 「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（最終督促状）」の送付
4. 強制徴収

ポイントは、未納者を所得に応じて3段階に分類し、それぞれに対して異なる対策を講じていることである。具体的には、支払いが可能にも関わらず未納となっている高所得者層・中間層に対しては、口座振替やクレジットカード納付など利便性の高い方法を周知した上で、それでも未納が続く場合には財産の差押えや国税庁への強制徴収委任を行う。他方で、そもそも納付が困難と思われる低所得者層や若年層に対しては、ハローワークとの連携や各種納付猶予制度や免除基準の緩和などによって対応を行っている。ちなみに2018年度までに強制徴収の対象基準が段階的に厳しくなり、現在は「年間所得が300万円以上」かつ「未納期間が7ヶ月以上」となっている。また、未納の場合の延滞利息は年率14.6%である。

なお、こうした取り組みの結果、日本年金機構が運営を請け負って以来の「国民年金」の納付率は2010年59.3%⇒2017年66.3%⇒2022年およそ77%（月次の速報値）と上昇が見られる⁹。

4. 積立金の金額と運用

日本の公的年金の積立金は2017年度末の時点で164兆円であった。これは主に保険料収入が給付金額を上回っていた頃に積み上げられたものであり、年間の給付金額の3年分に相当する。現在、こうした積立金は主に「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）」によって運用されている。今後、厚生年金の年金積立金は2040年前後にピークを迎える見通しであり、以降は概ね100年後に年金給付1年分に当たる金額が残るように、積立金を取り崩していく計画となっている。なお、業務を担う理事および経営委員会の陣容はGPIFのウェブサイト(<https://www.gpif.go.jp/about/executives/>)に掲載の通りである。

また、市場運用を開始した2001年度以降の運用実績と累積収益は図3のグラフが示す通りである。

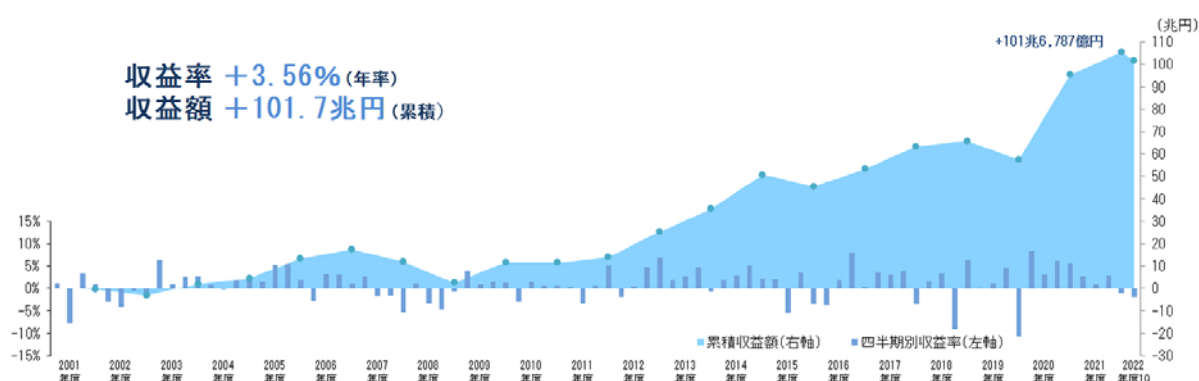
⁸ 各段階における具体的な取り組みについては、日本年金機構のアニュアルレポートを参照されたい。（当該箇所：P34～「国民年金保険料の納付率向上に向けた取り組み」）

<https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/annual/index.files/2020-1.pdf>

⁹ 納付率の詳しい算出方法は日本年金機構のウェブサイトに掲載の通りである：

<https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/chiikikaigi/tokushima.files/15-08.pdf>

図 3 GPIF の運用実績と累積収益¹⁰



Ⅲ. 年金財政

1. 保険料の財源と負担割合

国民年金・厚生年金、それぞれの保険料の負担割合は 2017 年の時点で次の通りである。

表 2 国民年金・厚生年金の保険料・国庫負担・運用収入

	保険料	国庫負担	運用収入
国民年金	1.4 兆円	1.9 兆円	0.6 兆円
厚生年金	30.9 兆円	9.5 兆円	9.4 兆円

なお、日本では 2014 年 4 月より、消費税率が従来の 5% から引き上げられ 8% となった。これによる増収額約 5.1 兆円のうち、約 6 割に当たる 2 兆 9500 億円は基礎年金の国庫負担分に充てられている。これにより、基礎年金の給付額に占める国庫負担金の割合は 1/2 となり、以降も恒久化されることとなっている。

2. 賦課方式

年金制度は、「年金支給のために必要な財源を、その時々々の保険料収入から用意する方式」である賦課方式と、「将来自分が年金を受給するときに必要となる財源を、現役時代の間に積み立てておく方式」である積立方式とに大別される。¹¹

日本の戦後の公的年金の給付と保険料の決定方式は、基本的には確定給付の賦課方式で行われていた。決められた給付率に基づいた給付額をほぼ各年度内に賄えるように、5 年ごとの年金改定で保険料が引き上げられた。このため給付を賄う勤労世代の人口が減れば、1 人当たりの負担は増えるし、勤労世代の賃金が減れば、その保険料率は上げざるを得ない。働

¹⁰ 出典：<https://www.gpif.go.jp/operation/the-latest-results.html>

¹¹ 厚生労働省『いっしょに検証！公的年金』

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinenshou/manga/05.html>

き手の数が減少し、平均余命の伸びが予想される中でこうした施策を続けた場合、年を追うごとに現役世代の負担が増す結果を招いた。

3. マクロ経済スライド¹²

そこで、将来の現役世代の負担が過重なものとならないことを目指す抜本的な年金改革が2004年に行われた。すなわち、毎年の保険料率を固定し、その下での保険料収入の予測額と、給付の予測額の現在価値の総計とを100年間を通じて均衡させるような、100年間一定の給付率を設定することとした¹³。

こうして設定された100年間均一の給付率は、あくまで想定された人口成長率や賃金率の伸び、利子率の変化に依拠して予測された保険料収入の将来予測に基づいている。これらの変数を5年ごとに変えると収入予測が変わる。一方保険料率は固定されているから、100年間で収支を均衡させるためには、保険料収入の変化に伴って給付率も変わることになる。このようにして予想を超える高齢化や賃金の伸びの低下が見られた時、給付率を下げていく仕組みが「マクロ経済スライド」である¹⁴。

この改革の結果、日本の年金制度は、確定給付方式から確定拠出方式に変更された。しかも年々の保険料収入と給付額を一致させるわけではないから賦課方式ではない。保険料収入が給付を上回る年にはその差額は積み立てられ、将来の給付に充てられるわけだから、事実上の積立方式が採用されたと考えることができる。これは、「準積立方式」と呼べよう。

なお、「マクロ経済スライド」では、需給を均衡させる給付の下落率が1%未満である場合、マイナス改定までは踏み込まず年金額を据え置くこととされている。これを「名目下限措置」という¹⁵。結果として、実際にマクロ経済スライドが発動したのは2005年から2020年の15年間では3回のみであり、「名目下限措置」の廃止を求める意見もある¹⁶。ただし、2018年度以降は未調整分のマクロ経済スライドが次年度以降に繰り越される「キャリーオーバー」の制度が施行されるなど、改善に向けた取り組みがなされている点も事実であろう。

¹² マクロスライド制のくわしい説明については、西沢（2019, 2021a）を参照のこと。

¹³ ただし、数年間の移行措置は設けられた。2022年時点では、この移行は完了している。

¹⁴ この過程では保険料率は一定のまま、給付率が下げられていくが、現役世代との代替率が50%になるまではこのプロセスが続けられていくことになっており、50%になった時、全体の仕組みを見直すことになっている（もちろん、その先では保険料率を下げ給付率を下げ、同時に保険料率を上げ、勤労世代と老年世代の痛み分けをしていく必要があるだろう。しかしその具体的な方策は法律では決まっていない）。

¹⁵ 西沢（2021b）

¹⁶ 西沢（2016）

第二章 日本の公的年金制度史

国内で初めての年金は、軍人を対象とした恩給であり、その後、公務員対象の恩給法ができた。一般の労働者に対しては、1939年の船員保険法の制定により、海上労働者を対象とした年金制度が1942年にブルーカラー対象の労働者年金保険法が施行され、これが後の厚生年金の出発点となった。そして同法は、1944年にホワイトカラーや女性にも対象を広げた厚生年金保険法に改定された。

日本において、「国民皆年金」と呼ばれる現行の年金制度が本格的に稼働し始めたのは、「国民年金法」が施行された1961年である。この時期に現行の制度が立ち上がった背景には、都市部への人口流入が進む中で『従来の家族モデル』が変化して、高齢者の生活保護受給者が増加していたことがある。

次に、1973年には当時の田中角栄内閣の下で行われた制度改正は、それまでに残っていた積立方式の要素を、高度経済成長を背景にして一掃し、賦課方式に改め、給付を引き上げた。当時の日本は、「高度経済成長」と「ピラミッド型の年齢構成」という環境下に置かれていた。

1986年(昭和61年)には、専業主婦を含めた20歳以上60歳未満の人が年金制度へ強制加入となった。以降、全国民共通の「基礎年金」を土台に、「厚生年金」や「共済年金」から給与に比例した年金を上乗せする、いわゆる「2階建て構造」になった。

2004年には、「第1章-節Ⅲ.年金財政」で紹介したマクロ経済スライド制が導入された。その他、日本における公的年金の歴史を次頁にて大まかな年表としてまとめておく。

表3 公的年金の歴史

西暦	年金制度の主な変更
1942年	労働者年金保険法施行 ブルーカラー対象
1942年	厚生年金保険法施行 ホワイトカラーも含む
1961年	1959年成立の国民年金法により国民皆保険施行
1973年	標準報酬月額の見直し・物価スライド制導入
1986年	2階建ての年金制度・専業主婦も強制加入
1991年	20歳以上の学生の強制加入
1994年	年金改革法成立 [支給年令を段階的に65歳に]
2000年	老齢厚生年金(報酬比例部分)の5%削減
2002年	(確定給付企業年金法施行)
2004年	マクロ経済スライド制の導入
2007年	(「年金記録漏れ」5000万件判明)
2008年	離婚時の専業主婦の夫の厚生年金を自動的に分割する制度の導入
2009年	国民年金の国庫負担割合を1/2に引き上げ
2010年	社会保険庁が廃止され日本年金機構が発足
2015年	厚生年金と共済年金が厚生年金に統一
2017年	老齢年金受給の資格期間が25年から10年に
2022年	厚生年金の繰下げ受給が75歳まで可能に

第三章 1 階部分と 2 階部分が存在する異なる根拠とその含意

火災保険は民間で供給されている。それに対して年金が公的に供給されるのは何故であろうか。すなわち市場経済において公的年金の根拠は何であろうか。これを考えることは公的年金の設計において決定的な役割を果たす。

I. 市場経済における社会保障

1. 市場の失敗に対する国の関与

現在の日本経済は二つの原則によって運営されている。第一は自由主義市場経済の原則であり、第二は、市場が失敗するケースに限定しては、国が市場経済に干渉するという原則である。第三は、豊かな人から貧しい人に配分する原則がある。

第一の自由主義市場経済の原則は、自助の精神に基づいている。「他の人々が望んでいるものを供給することができる人は、高い収入を得ることができる。しかしそれができない人は、低所得に甘んじなければならない」というものである。この仕組みの下で、人々は、他の人々が望んでいるものやサービスを供給するようにできるだけ努力するようになる。したがって、「自助の精神こそが最大多数の最大幸福を生み出す」というのが、自由主義市場経済の根本理念である。

第二の市場の失敗に対する国の関与の原則は、市場が失敗する事柄に限定して、国が市場経済に干渉すべきだというものである(市場の失敗に対する国の関与を、法律の言葉では「公共の福祉のための政策」ということが多い)¹⁷。独占企業による価格つり上げのための供給制限や公害の垂れ流しなどは、市場にまかせておくだけではうまくいかない例である。

第三の才能のある人からない人へ、親が豊かな人から豊かでなかった人への再分配も市場では行えないから国が関与する必要がある。

いわゆる福祉政策には、市場の失敗に対する対策という側面と、配分政策の側面がある。

2. 福祉政策の二本の柱

福祉政策とは「競争社会の構成員が何らかの事情で困窮状態に陥り再起不能になってしまう事態を防ぐ政策だ」といえよう。

福祉政策には二本の柱がある。第一は、低所得者に対する再分配であり、第二は、公的保険制度である。

¹⁷ 何か市場の失敗であるかについては、世間で「市場の失敗」があると言われているものが、経済学的には単に個人の失敗にすぎず、政策的に干渉すべきでないことも多い。たとえば八田(1998)を参照。

前者の典型は生活保護であり、後者の代表は、医療、介護保険および年金である。なお終身年金は、医療保険と反対に、健康すぎて予定より長生きした場合の生活費の増大の危険を解消してくれる保険である。

そのうち、第一の低所得者への再分配は、国全体の再分配政策-累進的な相続税、所得税、生活保護等の一環だと位置づけることもできる。すなわち生活保護は、全体的な再分配政策の一要素だとみなすことができる。このような再分配は、民間ではできないから公的にするほかない。

しかし、第二の保険に関しては、「民間で供給されるものを利用すればよいので、公的に供給する必要はないのではないか」という疑問がわく。

すなわち、福祉政策の二本柱のうち、再分配は再分配に特化した政策手段にまかせるのならば、保険制度は、民間にまかせてしまえばよいのではないか。たとえば、「火災保険は、純粋に民間に任されているのだから、同様に、年金も民間の保険会社に任せてはどうか」という疑問が自然にわく。この疑問に答えるには、火災保険は民間に任せる一方で、年金や医療の保険を公的にすべき理由を示さなければならない。

II. なぜ公的年金か

本節では、政府が市場メカニズムに介入して公的年金を供給することの意義は、市場の失敗の克服のためであることを明確にする。それによって、年金をはじめとした社会保険の存在意義は、それらの分野では、政府のほうが市場よりもより効率的に資源配分できるからだというを示す。

1. モラルハザード

第一に、一階部分の基礎年金の存在意義についてみていこう。その意義は、国民が老後に不必要に生活保護支に依存することを防ぐためである。

一生かかって努力して貯蓄しても、たかだか生活保護の生活水準しか自力で得ることができない低所得層の人たちを考えよう。どのみち生活保護程度の生活水準しか得られないのなら、彼らは退職前に貯金を全部使ってしまって、あとは生活保護に頼ったほうが有利である。あるいは、そもそも最初から貯金しないという選択をすることも合理的である。

このように生活保護制度があるのに公的年金制度がなければ、かなり多くの人が生活保護というシステムのために、貯蓄をしなくなってしまう。これは、生活保護を保険制度と見た場合のモラルハザード現象と呼ばれている。この結果、生活保護のための政府支出が大幅に拡大してしまうことになる。

公的年金を通じて、すべての人に老後のための貯蓄を強制することによって、このモラルハザードを防ぎ、無駄な政府支出をせずにすむようになる。事実、国民年金の発達とともに、高齢者世帯 1000 につき生活保護を受けている世帯（高齢者の世帯保護率）は、1960 年の 246 から 75 年には 165、87 年には 70 へと急速に減少した。つまり公的年金は、生活保護という制度を持つ限り、必ずセットでもたなければならない制度だといえよう。

このように分配中立的な、すなわち年金数理的にフェアな国民年金には、十分な存在意義がある。ただし、国民年金は、全員が加入して初めてその存在目的が果たせるのであり、2000

年前後のように3分の1もの人が保険料を払わずにいて、強制加入が実現できない状態では、年金制度が崩壊し始めていた。そこで節Ⅱ.3 で見たように、最近では保険料の徴収方式が改善された。

2. 逆選択

基礎年金に対してあてはまる「生活保護へのモラルハザード防止」という年金の存在意義は、厚生年金の報酬比例部分には当てはまらない。この部分は、最低生活以上をカバーする給付だからである。以下では、報酬比例部分の公的な給付に対する根拠を考える。

逆選択の定義

一般に、民間の年金市場では、平均余命を持つ個人に対して、年金数理的にフェアな終身年金が存在し難い。これは、年金の逆選択という現象によって起きている。逆選択とは、「被保険者の給付確率に関する正確な情報を保険会社が得ることができないために、それぞれの被保険者の給付確率に合った保険料を課すことができず、他方で被保険者は自分の給付確率に関するより正確な情報を持っているため、給付の確率が高い人ばかりが被保険者となることを選択すること」である。これは、被保険者の健康状態に関する情報を、被保険者自身は十分持っているが、保険者は持ちにくいという情報の非対称性から発生している。

逆選択を、終身年金を例にとって説明しよう。もし公的な終身年金がなく、民間の年金に加入するか否かは当人の自由にまかされていれどなるだろうか。

終身年金の給付は、長生きしたときにのみ大きな給付が行われる。そのため、親兄弟も若死にしたし自分も病気がちだという理由で短命を予想する人は、自分で貯蓄したほうが有利だから、私的な終身年金には加入しないで、自分の貯金で葬らすことにする。その結果、健康状態に自信があり、親兄弟も長生きしたから自分も長生きしそうだと思う人ばかりが年金に加入することになる。そうすると、保険会社は給付を増やさねばならず、それを賄うために保険料を引き上げる。そうすると、本当に長生きしそうな人だけが年金に入る。この悪循環の結果、最後には、平均余命を持つ個人に対しては、市場収益率に甚づいた終身年金が市場に存在しなくなってしまうのである。

年金加入者は、自分の健康状態に関しては、かなりの情報を持っているが、保険会社は情報を持っていない。保険会社と被保険者が給付確率に関する異なる情報を持っていることを、加入者と保険会社との間に情報の非対称性があるという。もし情報の非対称性がなければ、保険会社は、長生きしそうな人にだけ高い保険料をかけ、早死にしそうな人に低い保険料をかけることができる。そうすると逆選択は起きず、早死にしそうな人にも年金数理的にフェアな年金が存在することになる。

だが実際には、情報の非対称性があるため、加入者が予測している寿命に関係なく、誰にも同一の保険料をかける。これは長生きしそうな人にとっては有利な保険料であり、早死にしそうな人には不利な保険料である。つまり情報の非対称性があるからこそ、逆選択という現象が引き起こされるのである。

強制加入による逆選択の防止

したがって、健康保険や年金など情報の非対称性の強い保険サーピスに関しては、国民全体を一つのグループとして強制加入させることにより、逆選択の問題を防ぐことができる。これが、分配中立的な健康保険や年金を公的に提供すべき理由である。

なお、逆選択がある場合には、いかなるときにも強制加入とするのがよい、というわけではない。逆選択が特に強い場合のみ、これは正当化できる。というのは、もし逆選択がないとしても、健康保険や年金に、自分の選択として入りたくないという人が当然いるからである。リスクをとる覚悟があり、長生きしすぎれば子供の泄話になるつもりの人や、たくさん財産があるから年金など入る必要などないという人はいるであろう。強制加入は、すべての人を対象にすることによって、その人たちにまで入りたくもない保険に入らせるという問題がある。

給付確率に沿った保険料がかけられていれば喜んで年金に入りたい人たちと、無理やり入らなければ入らないという人たちとの相対的な数が問題である。しかし給付水準が十分低ければ、たいていの人が、そのような年金に入りたいであろう。そのような給付水準の年金すら、逆選択のために異常に高い保険料でしか存在しないのだとしたならば、強制加入によって一部の人の犠牲を強いても、大半の人にとって助かるサーピスを供給すべきだということができるだろう。したがって給付水準が高すぎたり、逆選択が弱い場合には、メリットが逆選択除去の強制加入のコストを相殺するほど大きいとは考えられず、強制加入を正当化することはできない。報酬比例部分を公的年金とするか否かは、イデオロギーの問題ではなく、逆選択の強さに関する実証的な検証に基づいて決められるべき問題である。

日本の民間年金における逆選択

日本の民間の年金市場では、平均余命を持つ個人に対して、年金数理的にフェアな終身年金が存在していない。

ただし、現在の日本で個人に対して私的に供給されている個人年金を観察すると、強い逆選択があると考えられる。まず、それら個人年金の大半は、期限付きの年金である。終身年金もあるにはあるが、その大半には、いろいろな付属品がついている。

たとえば、早死にしても、遺族に特別の給付がなされることになっている。この場合には、加入者が短命であろうと長命であろうと給付がそう大幅には変わらず、保険会社はリスクを負わない仕組みになっている。純粋な終身年金としてみると、このような付属品付き終身年金の収益率は低い。

さらに、付属品なしの終身個人年金もあるにはあるが、それらの収益率は、かなり低い。そのため純粋な終身個人年金は、年金の中で小さな割合しか占めていない、これは、逆選択のために個人終身年金が市場から閉め出されているためだと考えられる。

完全民営化すれば、大きな企業などの集団に屈して、民間年金に加入する場合には問題ない。しかし完全民営化となれば、リスクプールできない小企業に働く人や自営業であるため個人で加入する場合には、逆選択は大きな問題になる。

運営の民営化

このような事態を防ぐためには、所得に応じて誰もが入りたいと考える低い水準の給付に関しては、国が年金に全員の加入を義務づける必要がある。その際の資金の運用を国でやるか民間でやるかは、また別の論点である。ただし、その運用を自動車保険のように民間に任せる場合は、年金会社側は、加入者の危険度に応じて差別してはいけないということになる。年金会社における保険料水準の競争は自由化しても、強制加入部分に関しては差別を禁じる規制は必要になる。この意味で民営化した場合にも、この部分は、公的年金と呼べる性格を持つことになる。

III. 公的年金のあるべき姿：

強制加入および給付率・保険料率平準化の必要性

節Ⅱにおける、1階部分と2階部分の年金それぞれを公的に行う根拠の分析は、これらの年金のあるべき姿に関する示唆を与える。

第一に、年金の1階部分（すなわち基礎年金）はもともと再分配政策のために存在する生活保護制度の悪用を防ごうとするものであるから、強制加入が義務付けられる必要がある。この場合、義務付けにもかかわらず保険料を払わない人に対しては脱税と同じように扱い、若い勤労年代のうちに支払わせる必要がある。もしペナルティが老年になって未払いに応じた基礎年金の給付を減らすというものであれば、それは実効的なペナルティにならない。足りない分だけ生活保護の支給額が増えることになるからである。日本は最近までそのような運用をしていたから、2000年頃まで国民年金の加入者が低水準にとどまり、その後、老人の生活保護受給者が増えていく状況が発生した。現在、保険料の取り立てを厳しくしたために状況は改善しているが、元来基礎年金の保険料は税務当局が徴収すべきである。

第二に、年金の2階部分は、所得に応じて高水準の支給が希望される年金が、情報の非対称性が生む逆選択という現象のために民間年金市場に存在しにくくなることを防ぐ為に、公的に供給するものである。すなわち、一般的には、火災保険のように市場で成立する保険制度のように、年金の購入が可能であるにもかかわらず、情報の非対称性という市場の失敗のために、そのような市場が存在しにくくなるのが、2階部分の存在の理由である。

したがって年金への強制加入が義務づけられる必要があるが、その場合、仮に市場の失敗がなければ民間の保険会社によって供給されていたはずの年金と同一の運用原理に基づく年金が用意されるべきである。すなわち、これは積立方式で行われるべきであり、特定の世代に負担をかける賦課方式は適切でない。再分配はそれに特化した政策に委ねるべきであって、さまざまな手段で再分配を行うと重複が発生し、不公平が生まれる。

第三に、何らかの形で市場の失敗を除去出来る場合に、民間が供給する年金は、単に純粋な個人ベースの積立方式にとどまらず、デリバティブ的サービスが加えられるであろう。純粋な積立方式に特定の生まれ年やコーホートが遭遇する生涯を通じた低収益や高収益のリスクを除くデリバティブ的サービスを加えた給付を供給すれば、加入者に歓迎され高価格で売れるであろう。例えば今後100年間の保険料総額と適正利益の和と給付総額とが等しくなるように100年間一定の保険料率と給付率に設定し、数年おきに、経済予測の変化に基づいて

保険料率や給付率を変更する年金サービスの供給である。日本のマクロ経済スライド制は、そのような民間制度を、公的年金制度が模したものだと言える¹⁸。

IV. 積立方式から賦課方式への変更による二重の負担の解決策

勤労世代の人口が増え続け、賃金も上昇し続けるときに、積立方式を、賦課方式に転換すると、勤労世代の一人あたり年金保険料負担は軽くて済む。しかし逆に勤労世代の人口が減少し続け、賃金も伸び悩むようになると、勤労世代の一人あたり年金保険料負担は急増するため制度の維持が難しくなる。

この問題を解決するために、賦課方式から積立方式へ再転換すると、転換時の勤労世代は自分自身の将来受給のための積立方式に基づく保険料と親世代の給付(賦課方式に基づく)負担の2つを同時に課されることになる。これは2重の負担問題と呼ばれる。このために賦課方式から積立方式への再転換は不可能だといわれた。

八田・小口(1998)は、完全積立方式にではなく、「市場収益率方式」に転換する方法によって2重の負担を軽減することを提案した。この方式の下では、保険料は次で定義されるAとBとの合計になるか、あるいはAと税による負担の合計になる。

- (a) 勤労世代が今後支払う保険料に対応した給付は、積み立て方式にすることとし、そのために支払う保険料Aとする。
- (b) 以下の二つの年金純債務の合計を、今の勤労世代だけでなく将来世代とで薄く広く分割して負担するための保険料をBとする。
 - ① 親および祖父世代に支払われている給付のうち、過払いされた¹⁹、あるいはされつつあることによって生じてしまった国の年金純債務、
 - ② および勤労世代自身が受け取る予定の給付のうち、過払いされることになる²⁰ため生じる予定の国の年金純債務、

Bは保険料の代わりに、国税で賄ってもよい。

年金純債務を賄うための国債発行は、「市場収益率方式」の一例である。まず、勤労世代が今後支払う保険料に対応した給付は、積み立て方式にすることとする。つぎに、勤労世代のためには積立方式で運用する一方で、現在および近未来の高齢者に対して彼らが払った保険料を超える給付は、勤労世代のための新年金制度とは切り離して、長期の国債の発行で賄う。国債の償還財源を保険料Bに求めるか国税に求めるかは、状況による。

¹⁸ マクロ経済スライド制は、2つの異なる機能を兼ね備えている。一つは、ここで述べた保険料率や給付率の平準化というデリバティブ的機能であり、もう一つは、過去の年金過払いの長期に渡る負担の平準化である。

¹⁹ 彼らが過去に払った保険料のうち積立方式に等しい率〔すなわち市場収益率方式〕に基づいた給付額を越えて給付された額。

²⁰ 今後支払われる予定の給付額から、過去に払った保険料および今後支払う予定の保険料を差し引いた額。

この方式を積立方式と呼ばない理由は、保険料 A の積立額と B に対応する国債とを合わせると、完全な積立は存在しないからである。しかし、保険料 A に対応する給付は市場収益率に基づくから「市場収益率方式」と呼んでいる。

現在の日本のマクロ経済スライド制も、「市場収益率方式」の一種である。マクロ経済スライド制は、自分たちの今後支払う保険料に対応する年金については給付と保険料の関係を市場収益率で運用する一方で、親・祖父世代の過払い負担を 100 年間で薄く広くならして保険料で負担する制度だと考えることができる。ただしマクロ経済スライド制では、保険料 A に相当する部分が、特定のコーホートの市場収益率だけでなく、節Ⅲで述べたデリバティブ的要素を加えた保険料である。マクロ経済スライド制の下での保険料は、保険料 A と保険料 B の合計であるとみなすことができる。

第四章 日本の経験と中国における年金改革

中国で新たに全国的な年金制度を採用する際に参考になりうる日本の経験の主なものは次のとおりである。

1. 日本では、年金の一階部分〔すなわち基礎年金〕について、厚生年金加入者と国民年金加入者の間で大きな違いがあり、不公平を生み出している。しかも国民年金保険料は、逆進的である。一階部分の年金の財源に会社負担を入れれば、雇用されているものとされていないもの間で格差が生じる。一階部分の年金の財源は、保険料ではなく、全てを所得税のような累進的課税で賄うべきである。これは生涯を通じてみればベーシックインカムによる再分配にもなる。また基礎年金保険料の不払い問題も消滅する。（第 1 章節 I 参照）

2. 中国で一階部分の公的年金を設立する段階で積立方式を採用し、その後も積立方式で一貫して運用し続けることができるのならば、人口減少が起きても、賃金上昇率が低下しても、年金財政は健全に維持できる。所得税で賄う場合には、世代ごとに、所得税で賄う年金基金を積み立てるが、その際世代全体での年金用の所得税率と給付率が世代を超えて一定になるように税率と給付率を定める。

3. 社会的要請があるため、年金制度創設の段階から、保険料を十分負担してこなかった現在の退職者あるいは近未来の退職者にも給付をする〔すなわち過払いする〕必要があるならば、賦課方式を選択すべきではない。少子化に直面している中国では、日本で経験したように、将来大きな財政負担を特定の世代に集中して負担させる可能性がある。（第 3 章節Ⅲおよび節Ⅳ参照）

4. 新しい年金は、世代ごとの積立方式にし、社会的要請に基づく過払い部分は、国債を発行して賄う事にし、過払い額を透明にすることが、財政規律を保ち、将来世代の年金負担を抑制することに役立つであろう。

5. 積立方式の年金に関しては、同じ保険料率に基づいた給付率がコーホートごとに大きく変化することを避けるため、マクロ経済スライド制のように、長期に渡って保険料率や給付率を一定に保つ工夫が有用である。（第 3 章節Ⅲおよび節Ⅳ参照）

参考文献

- 駒村康平 (2014) 『日本の年金』, 岩波新書
- 佐川あぐり (2020) 『第3号被保険者制度は時代に合わない?』, 大和総研,
https://www.dir.co.jp/report/column/20200106_010380.html
- 資格の大原社労士講座 (2018) 『年金制度「マクロ経済スライド」とは』,
https://www.youtube.com/watch?v=puuA2v1IC_g
- 中尾幸村・中尾孝子(2022) 『図解 わかる年金』, 新星出版社.
- 西沢和彦 (2016) 『マクロ経済スライドの名目下限措置廃止を』, 日本総研.
- 西沢和彦 (2018) 『高齢者就労と年金制度を巡る論点』, 日本総研.
- 西沢和彦 (2019) 『平成を振り返る: 年金政策~年金財政の持続性確保はじめ令和に多くの課題~』, 日本総研.
- 西沢和彦 (2021a) 『マクロ経済スライド終了時期統一および基礎年金45年加入案の評価と課題』, 日本総研.
- 西沢和彦(2021b) 『年金制度改革: 基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライド終了時期の統一とは』, 東京財団政策研究所. <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3829>
- 西沢和彦(2022) 『社会保険によるパート主婦の就労調整問題ー現状と解決に向けた道筋ー』, 日本総研.
- 八田達夫・八代尚宏 (1998) 『社会保険改革ー年金、介護・医療、雇用保険の再設計』, 日本経済新聞社.
- 八田達夫・小口登良 (1999) 『年金改革論 積立方式へ移行せよ』, 日本経済新聞社 (日経・経済図書文化賞 (第42回) 受賞)
- 八田達夫 (2008) 『ミクロ経済学 I』, 東洋経済新報社
- 『いっしょに検証! 公的年金』, 厚生労働省, <https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/>
- 『国民年金の保険料など』, 厚生労働省, <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000086593.pdf>
- 『将来の公的年金の財政見通し(財政検証)』, 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>
- 『日本年金機構の主要統計』, 日本年金機構.
<https://www.nenkin.go.jp/info/tokei/shuyotokei/shuyotokei.html>
- 『令和4年4月分からの年金額等について』, 日本年金機構.
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2022/202204/040103.html>
- 『Japanese National Pension System (国民年金制度の仕組み)』, 日本年金機構.
<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/kokunenseido.html>
- 独立行政法人農業者年金基金. <https://www.nounen.go.jp/>

第二部

日本における資産所得課税改革の経緯と展望

現在、中国では、所得再分配を強化するための所得税改革が議論されている。中でも資産所得税の改革に強い関心が寄せられ、二元的所得税採用の可能性や譲渡益税のあり方が論議されている。本稿は、その論議の参考に供するため、戦後日本が行った資産所得税改革の主な論点を展望するものである²¹。

日本では 1950 年に、シャウプ勧告²²に基づいて、Haig-Simons の総合所得課税 (Comprehensive Income Tax, CIT) が導入された。この改革の当初は、資産所得に対しても CIT の原則が厳格に採用された。しかし、①徴税上の困難、②投資や貯蓄の阻害効果、③高所得者による政治的圧力などによって、1953 年には分類所得税となった。すなわち、利子や譲渡益などの資産所得は、CIT の課税対象から外されて、ばらばらな税率が適用されたのである²³。けれども、不揃いの資産所得税率を実際に経験することによって、その弊害が強く認識された。このため、2003 年の税制改革で、利子と譲渡益に対する税率が 20% に統一された。この改革によって、現在の日本では、資産所得は基本的に 20% の分類課税とし、その他の所得には累進課税するという、いわゆる二元的所得税 (Dual Income Tax, DIT) が税制の骨格となっている²⁴。

本稿における分析の具体的な目的は 5 つある。

第 1 に、日本では、主として CIT における譲渡益税の総合課税が形骸化していたことへの対策として DIT が導入された²⁵。その結果、DIT の採用が当時の日本経済にもたらした、さまざまなメリットを分析する。

第 2 に、現在の日本の DIT が、その元来の課税原則から乖離していることが、税の歪みを引き起こしている（すなわち非中立性をもたらしている）点を指摘する。

第 3 は、現実の税制の課税原則からの乖離が引き起こした歪みの中でも、特に、譲渡益税のロックイン効果をくわしく分析し、これに対して提案された解決策を紹介する。

第 4 に、DIT の元来の課税原則そのものが、「生活水準の指標（担税力）に課税する」課税目標と整合的でない側面があることを示す。

²¹ 日本の戦後税制史の基本書は、Ishi (2001) である。コンパクトな展望としては、所得税全般に関しては佐藤 (2022) が、また、DIT 導入の経緯を含めた日本における（個人）金融所得課税の歴史については、増井 (2011) がある。日本の税制の統計資料については、包括的なものは佐藤 (2022) の巻末の参考文献を、コンパクトなものとしては植松 (2020) を参照のこと。

²² General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers (1949).

²³ 戦後日本の金融資産所得税制の年表については、本稿末の付表 1 を参照のこと。

²⁴ 資産所得の項目ごとの税率の変遷については、本稿の第 III 節を参照のこと。

²⁵ 北欧では、CIT の下での高すぎる譲渡益税への対策として DIT が導入されたことと対照的である。

第5に、今後、DITの歪みを正していき、本源所得税 (FIT) に近づけていく方策を分析する。

高所得者の所得に占める資産所得の割合は大きい²⁶ため、資産所得に対する税率は、所得再分配効果に直接的に影響を及ぼす。しかし、すべての資産所得を賃金などと同じ累進課税の対象として課税することは、投資や貯蓄を阻害し、効率性を妨げる。この結果、資産所得税全体の税率を比較的強く抑えようとする政策的指向が生まれる²⁷。そのために、資産所得のいくつかの種類に対してさまざまな低税率の分離課税がなされるようになり、その効率上の弊害を払拭するためにDITが生まれたと考えられる。けれどもCITからDITへ課税原則を移行することは、高所得者の資産所得税率を下げることであるから、再分配の観点からは逆行する側面があった。

本稿では、資産所得課税がもたらす投資・貯蓄の阻害効果を抑制しながら、DITを土台にして再分配効果を高める税制に改革していく方策を検討する。その際、納税者番号制とコンピュータの発達によって、本源所得税を近似する税制のための徴税費用が低減したことを考慮する。

以下では、第1章で、生活水準を示す課税ベースに課税するという観点から、資産所得を含む所得に対する税がいかにあるべきかを検討する。第2章で、資産所得を、利子所得と超過利潤とに分割できる場合に、それぞれに適用すべき適切な税率の条件を分析する。第3章で、日本におけるDITの実現がもたらしたメリットを列挙する。さらに、納税者の生活水準に基づいて課税するという観点から、日本のDITを、他の税制との関係において位置付ける。その上で、北欧のDITと比較する。第4章では、譲渡益税のロックイン効果とその対策を分析する。第5章（結論）で、(1) 現在の日本のDITがその理念から乖離しており、中立性を欠いている点を指摘し、(2) それが所得税「1億円の壁」の原因となっていることを明らかにする。その上で、(3) DITが抱える非中立性を今後どのように改革できるかを論じる。

付論1では、1970年代の後半から起きた「支出税のルネサンス」について解説する。付論2では、ロックイン効果を理解するために必要な、譲渡益税の名目税率と実効税率との違いについて解説する。付表では、戦後日本の資産所得税制の変遷を、利子所得・配当所得・株の譲渡益所得に分けて、年表として示す。

第一章 生活水準の指標と課税ベース

税制の比較検討に際しては、納税者の生活水準（担税力）に基づいて水平的・垂直的公平を確保するという観点からの評価が必要である。

²⁶ 例えば、所得階層別の「株式の譲渡所得の割合」について、佐藤 (2022) の図10（本稿の図6）を参照。

²⁷ その場合、資産所得の税率と、バランスを取るため、他の所得税の税率も抑制する傾向が強まる。結局は、資産所得税の税率の非効率性を軽減するために、所得税全体の累進度を下げるといった効果をもたらしてきた。

所得税を提案した J. S. Mill (Mill 1909) および I. Fisher (Fisher 1906, 1937, 1939) は²⁸、生活水準への課税という観点から、生涯所得税²⁹を提案した。これは、生涯支出税と等価である。彼らは、Haig-Simons³⁰による CIT は正しい所得概念に基づいていないと批判している。特に Fisher (1939) は、Haig-Simons の CIT に対する批判として書かれたものである。

本稿の第 1 章では、生活水準への課税という観点から、生涯所得税・生涯支出税・CIT を比較検討する。この検討をベースに、第 2 章では、本源所得税 (FIT) を検討し、第 3 章で DIT を分析する。

I. 生活水準の指標

1. 生涯支出

Fisher は、人々が経済活動から得る効用は、所得からではなく、消費したり、贈与したり、子供に遺産を遺したりするために支出する時点で直接的に発生するとした³¹。したがって、ある個人の生涯各期における支出の現在価値の総計である「生涯支出」を、この個人の生活水準を示す指標とした。

今、消費者は、0 期から n 期まで生きて、各期の支出は C_i であるとし、毎期の利子率は r で一定だとしてよう。

この場合、各期の支出を 0 期で測った現在価値の、生涯を通じた総計 C が、この消費者の「生涯支出」であり、以下の式で表される。

$$\text{生涯支出} = C = C_0 + \frac{1}{(1+r)} C_1 + \dots + \frac{1}{(1+r)^n} C_n$$

(1)

ここで、ベクトル (C_0, \dots, C_n) を支出の流列 (stream) と呼ぶ。生涯支出が同一であれば、さまざま異なる支出流列を持つ人たちの生活水準は、同一である³²。その際、賃金などの所得は、それ自身が直接に効用をもたらすものではない。それらはいくまで、消費の流列を

²⁸ Fisher は Mill と独立に、ライフサイクル的な観点から、所得税制を生生涯所得税制として提案した。

²⁹ これは、利子を課税ベースから外す税である。

³⁰ Haig (1921), Simons (1938).

³¹ 耐久財のサービスは、購入時以降も発生するが、そのサービス額の購入時点における現在価値の総計は、購入額に等しいから、効用は、購入額によって発生すると見做して計測できる。

³² 「浪費家」は若いときに C_0 や C_1 を大きく取り、 C_n など老後の消費は少なく取る。「節約家」は逆に、 C_0 , C_1 を少なく取り、 C_{n-1} , C_n などを多く取って消費するであろう。しかしそれらは個人の選択であり、両者の C が同一である限り、両者の生活水準は同一である。

finance するための財源であると見做される。これが Fisher 流に生涯支出を生活水準の指標とすることの意味である³³。

2. 生涯賃金

ある個人の生涯各期における賃金収入の現在価値の総計を「生涯賃金」という。

今、所得は賃金と利子だけであると、各時点における賃金が、 Y_i で表されるとしよう。すると、以下で表わされる。各期の賃金の 0 期で測った現在価値の総和 Y が「生涯賃金」であり、以下で表される。

$$\text{生涯賃金} = Y = Y_0 + \frac{1}{(1+r)}Y_1 + \dots + \frac{1}{(1+r)^n}Y_n$$

(2)

生涯支出は生涯賃金によって賄われるため、 $C = Y$ であれば、生涯賃金 Y が(1)式右辺の C_0 から C_n までの消費の流列を finance してくれる。したがって、賃金流列 (Y_0, \dots, Y_n) は、効用を直接上昇させるものではないが、間接的に上昇させる。すなわち、生涯賃金 Y は、それに等しい生涯消費 C の水準での効用を与えることがわかる。その意味において、賃金流列の現在価値 Y は、元来の生活水準を示す生涯支出 C の代理変数だと考えることができる。

以上が、Fisher が生涯賃金を課税ベースとして選択するに際しての根拠である。

II. 水平的に公平な課税

ある税が、同じ生活水準を持つ 2 人に対して、同じ税負担を課すとき、この税は「水平的に公平である」と言う。

異なる支出流列を持つ 2 人も、その生涯支出が等しければ、同一の生活水準を持っていると考えられる。

本節では、税率がフラット（定率）である場合について、各年に発生する支出・賃金所得・総合所得に対する税の水平的公平性を分析しよう。

1. 支出税

今、税引き前の生涯支出が共に C である 2 人の、各時点における支出に、税率 t の「支出税」が掛けられるとすると、税引き後の生涯支出は、共に $(1-t)C$ となる。このため、この 2 人が全く異なる消費パターンを持っていたとしても、その課税前の生活水準が等しい限り、支出税の下では同額の負担をすることになる。したがって、支出税は「水平的公平性」を満たす。

2. 賃金税

一方、課税前の生涯賃金が共に Y である 2 人の各期の賃金に、同じ税率 t の「賃金税」が掛けられると、税引き後の生涯賃金は、共に $(1-t)Y$ となる。すなわち、課税後も 2 人の生活水

³³ ところで、 C_n には、死亡時点で子孫に残す遺産額も含まれる。他人が遺産を残すことを選択する以上、その額に相当する効用を得ていると考えられるからである。

準は等しい。各期における賃金は異なっても、それは成り立つ。このように、賃金のみに課税する「賃金税」も、水平的公平性を満たす。

3. CIT

一方、所得は賃金と利子だけである場合には、CIT は、賃金所得だけでなく、利子所得に対しても課税する。このため、「水平的公平性」を満たさない。CIT の下では、同じ生涯支出を持つ人の税負担が、その支出のプロファイルによって異なり得るからである。

例えば、生涯を通じて毎年等しい賃金を得る 2 人を比べよう。課税前には、2 人は同額の生涯支出を賄うことができるから、2 人の生活水準は等しい。

2 人のうち、A さんは、毎年受け取った賃金をそのまま消費するとしよう。すなわち、どの期においても貯蓄をしない。この場合、利子は発生しないから、利子への課税は、税負担を変化させない。この場合、CIT と当税率の賃金税の下での A さんの税負担は等しい。

一方、B さんは、毎年得られる賃金のうち、生存に必要な最低限の量だけ消費し、あとは全て老後の消費のために貯蓄するとしよう。この支出パターンでは、貯蓄が利子収入を生むから、各期の賃金への課税に加え、老年期における利子への課税が別途なされる。このために、B さんの生涯を通じた税負担は、賃金税下より大きい。このため、税引き後の生涯所得、したがって税引き後の生涯支出は、低下する。すなわち、課税前に同一の生活水準の人の、課税後の生涯支出が、支出流列のパターンの違いによって異なり得る。利子所得は、賃金をどれだけ貯蓄するか依存するため、支出パターンが利子所得に影響を与えるからである。

Fisher による CIT への批判の要点は、それが「水平的公平性」を満たさない点である。CIT が「水平的公平性」を満たさない根本的な原因は、CIT は、生涯支出の増加に貢献しない利子所得を課税ベースに含むから、生涯支出を生活水準の指標としてみる観点からは、貯蓄をする納税者には過大な課税になってしまうためである³⁴。

Ⅲ. 垂直的に公平な課税

1. 支出税

これまでは水平的公平を分析したので、税率が一定である場合を考えた。一方、国民の価値観を反映した垂直的公平を達成するためには、生活水準の指標である生涯支出に累進的に課税する必要がある。

しかし、生涯支出は、死亡するまで正確には分からないから、累進的生涯支出課税を近似する課税をせざるを得ない。一つの近似手段は、各年の支出に対して累進的に課税する一方で、各年の支出の変動による税率の変動を事後的に平準化する**支出税**である³⁵。

³⁴ 上の例から明らかなように、利子所得に課税すると、CIT 以外の税制でも水平的公平性が達成されなくなる。このことについての、別の角度からの説明は、第 2 章 節 I.1 の「利子所得」の項を参照。

³⁵ なお、累進課税せず、フラットな税率を掛ける場合には、税率変動の平準化は不必要なので、節 II.2 の支出税と同一になる。

この税の下では、例えば双子の姉妹が私立の医学部に同年に入学するなど、特定の年に突出した支出があるならば、その年だけ特別に高率の税を支払う。その上で、年当たりの支出が低くなってから、過去数年に渡る平均年当たり支出を算出し、それに対応する税率を掛け直し、必要ならば過大に取りすぎた税を還付するという方法である。

2. 賃金所得税

生涯賃金所得も、死亡するまで正確には分からないから、累進的生涯賃金所得課税を近似する課税をせざるを得ない。一つの近似手段は、各年の賃金所得に対して累進的に課税する一方で、各年の賃金所得の変動による税率変動の事後的な平準化を伴う**賃金所得税**である。プロ野球選手のように、大きな賃金所得を得た青年期に高い累進税を一旦支払い、あとで引退後の所得と平均化してより低い税率を払い直すということが可能である。

いずれにしても、**累進的な課税をするのならば、支出や賃金の変動によって生じる水平的不公平を正すために事後的な平準化措置は不可欠**である。幸いなことに、コンピュータの発達によって、以前より正確に長期間のこの種の平準化が可能になったと言えよう³⁶。

3. CIT

各年の総合所得に対して累進的に課税する **CIT** も、各年の総合課税（この場合は賃金と利子の和）の変動による税率変動を事後的に平準化する必要がある³⁷。

ただし、支出税や賃金所得税の場合には、課税ベースの変動に対する平準化を適切に行えば、累進課税ができたが、**CIT** の場合には、水平的公平性が満たされていないから、累進的な税率の下でも、生活水準の低い人により高い課税が行われることがあり得る。

これを示すために、節Ⅱ.3 で示した例の **A** さんと **B** さんにもう一度登場してもらおう。

B さんは、毎年 **A** さんと等しい賃金を得ると設定した。しかし新登場する **C** さんは、毎年得る賃金が **A** さんより低いとしよう。この場合、**C** さんの生涯支出は **A** さんのそれより低いから、**C** さんにより低い課税がなされなければ、垂直な公平性が担保されているとは言えない。

C さんは毎年得た賃金のうち、生活に必要な最低限のみを消費し、あとは老後の消費のため蓄えておくとする。しかし **CIT** の下では利子に課税されるから、貯蓄に励んだ **C** さんの生涯税負担額（各年の税負担額の現在価値の生涯総計）ほうが、生活水準がより高い **A** さんのそれより大きくなる場合がある。この場合、生涯支出を生活水準の指標とする観点からは、**CIT** は、垂直な公平性に反している。

³⁶ Sato (2021)および佐藤(2021a,b)は、累進的生涯賃金所得課税あるいはより一般的に累進的生涯所得税を事後的に平準化するための根本的な方法を提案した。これは、利子を課税ベースに含む **CIT** に関して Vickrey (1939, 1969)が提案した総合所得平準化案を発展、改善させたものである。所得平準化に関する他の文献についても Sato (2021)が紹介している。

³⁷ 各国で行われてきた部分的平準化の試みに関しては、Sato (2021)を参照のこと。

IV. インフレ調整 (1): フラット税率の下でも必要な「インフレ所得控除」

1. 支出税

生活水準を示す指標としての「生涯支出」は、インフレに対して中立的でなければならない。すなわち、「生涯支出」の算出に当たっては、各年の物価調整済み支出額（各年の名目支出額を物価調整して基準年の価格で評価した支出額）の現在価値を用いる。

その場合、税率がフラット（定率）であれば、税率自身はインフレ調整する必要はない。各年における徴税に当たっては、名目支出額に対してフラットの税率を乗ずれば、その年の徴税額を算出できる。

2. 賃金税

賃金所得税においても同じことが言える。生涯を通じた賃金所得の総計に当たっては、各年の物価調整をした賃金額の現在価値を総計しなければならない。しかし、税率がフラットである限り、この税率そのものがインフレによって影響を受けることはない。

3. CIT

CIT では、インフレが起きた場合に、実質の利子所得への税率を一定に保つために、名目利子所得に対するインフレ所得控除が必要である。

上で見たように、支出税や賃金税では、物価水準に応じて課税ベースは比例的に変化する。したがって、仮に税率がフラットであれば、各々の課税額の算出のためにインフレに応じて税率を変える必要はない³⁸。

ところが CIT の課税ベースのように、利子所得部分は、インフレ時には、次で定義される実質利子所得に課税する必要がある³⁹。

$$\text{実質利子所得} = \text{名目利子所得} - \text{元本額} \times \text{インフレ率}$$

このため、利子所得を課税ベースに含めるためには、元本額×インフレ率の**インフレ所得控除**をした後の所得でなければならない。すなわち、元来の税率がフラットであっても、名目の利子所得にその税率を掛けると、過剰な課税になる。

例えば、15%のインフレ下で15%利子率であるとすると、実質利子所得は0である。したがって、元来の CIT の課税原則に従えば、利子所得は課税ベースに含められるべきではない⁴⁰。ところが、現実には、名目の利子所得が課税ベースに組み込まれて課税されるから、税引

³⁸ もし、累進課税が行われているならば、次節で述べる「所得 bracket」の調整をすれば、それですべてが解決する。

³⁹ この式は、次の等式の両辺に「元本額」を乗じたものである。

$$\text{実質利子率} = \text{名目利子率} - \text{インフレ率}$$

⁴⁰ 仮に利子率が15%であり、インフレ率が0%ならば、この15%の利子率が生む名目利子所得は実質「所得」であるから、正しい課税ベースになる。名目的な利子所得のうちどれだけを課税ベースに含めるかは、インフレ率に依存するのである。

き後の所得水準は下がる。すなわち、課税される分だけ税収が上がる結果、利子の実質所得 (=0) に対する税率は無限になる。インフレによって正の名目利子所得が発生した結果、(貯蓄が0であったために) 利子所得がゼロであった場合と比べて、課税後の所得は減少する。

V. インフレ調整 (2):

累進課税の下で必要なインフレに対する「所得 bracket 調整」

1. 支出税

前節で観察したように、支出税率がフラット (定率) であれば、税率自身はインフレ調整する必要はない。各年における徴税に当たっては、名目支出額フラットの税率を乗ずれば、その年の税収を算出できる。

一方、累進的な支出税が課されるときには、税率ごとに対応する支出額区分 (bracket) は、各年の同じ実質支出額に対して税率が同じになるように設定されなければならない。すなわち、税率に対応する支出額区分 (bracket) をインフレに応じてスライドさせなければならない。

2. 賃金税

賃金所得税においても同じことが言える。税率がフラット率である限り、賃金税率そのものがインフレによって影響を受けることはない。

一方、累進的な賃金所得税が課されるときには、各年の税率表が示す税率ごとに対応する賃金所得区分 (bracket) は、各年の同じ実質所得に対して税率が同じになるように、設定されなければならない。すなわち、与えられた税率に対する名目賃金所得区分 (bracket) は、インフレに応じてスライドさせなければならない。

インフレによって税率表が調整されない場合には、実質賃金所得は一定でも、名目所得が上がっていき、対応する限界税率が上昇していく。このことを **bracket creeping** と言う。インフレに対応した上記の **bracket 調整** は、**bracket creeping** を防止するための措置である。

3. CIT

CIT のように利子課税がある場合の税制の下では、フラットな税率の下でもインフレ所得控除の設定が必要である。累進税率の下では、節IVで観察したように、**bracket creeping** 対策も必要となる。

すなわち、CIT の課税原則に忠実であるならば、累進的な CIT では、インフレ下での利子課税は次の二段階で行われる。

1. 名目所得からインフレ所得控除をした額を、賃金など他の所得項目に加え、CIT の課税ベースを得る。
2. この課税ベースに対して、税率を対応させる所得 **bracket 調整** を行い、税率と物価調整済み所得の対応がインフレから中立的となるようにする。

第二章 超過利潤に対する所得課税

Fisher は、生涯支出の財源として**賃金**を考えた。しかし、これはあくまで説明の簡便のためである。例えば、相続した**遺産**は、賃金ではないが「生涯支出」を増やす財源になる。

一方、資産所得は利子所得だけではなく、**超過利潤**を含む場合がある⁴¹。超過利潤は生涯支出を増やす財源になる。したがって、当然、(2)式の Y_t の一つに加えられることになる⁴²。

賃金や相続所得や超過利潤のように、「生涯支出」を増やす財源となる所得を、**本源所得**と呼ぼう。これは、市場利子率に基づく利子所得を除いた所得のことである⁴³。Fisher 自身はこれを「所得」と呼んだ。しかし、単に「所得」と言うと、利子が含まれている印象を与えかねないので、貯蓄によって派生的に生じる所得である利子所得以外の所得を「本源所得」と呼んで、利子所得以外であることを明確にする⁴⁴。本源所得は、以下では、Fisher にちなんで、**FI**と略す⁴⁵。

第2章では、資産所得のうち超過利潤を、FIとして課税するための方策を分析する。

I. 生活水準の指標

1. 資産所得

市場利子率に基づく利子所得はFIから除かれるが、資産所得がすべてFIから除かれるわけではない。利子所得を超えた資産所得、すなわち「超過利潤」は、FIの一部である。

⁴¹ 相続した自宅の傍に地下鉄の駅ができることが発表されて地価が急騰した場合の超過利潤や、他のことをせずいつも発明のアイデアを考えていたら、大当たりして得た超過利潤なども含まれる。

⁴² アメリカでは、所得税が導入されたとき、すでに遺産税 (estate tax) があった。したがって、所得税と遺産税とは別の税体系となった。日本も含めた多くの国で、相続税と所得税とは異なる税になっている。これはおそらく、相続はある年に特異的に大きな額の所得を発生させるために、累進税率の下では異時点所得の平準化が技術的に難しかったため、最初から別立てとしたのだと考えられる。なお、注33も参照のこと。どの個人についても $C = Y$ が成り立つが、 C を定義する(1)の右辺には、子孫に残す遺産が含まれ、 Y を定義する(2)の右辺には、親から受け取る相続税が含まれる。

⁴³ 利子所得は、貯蓄を通じて「本源所得」から生まれる「派生所得」として位置付けられる。

⁴⁴ 「本源所得」(Primary income) という用語は、Hatta (1992) および八田 (1987, 1988, 1993, 1994a, 1994b) で用いられた。

⁴⁵ Primary Income をPIと略さないのは、PIが通常、Personal Incomeの略語として用いられているからである。

利子所得

これを順を追って考えよう。今、ある若者が、老後の生活のための貯蓄として国債を購入し、この国債が 20 年目に償還されるまで持ち続けたとしよう。生涯所得の算出に当たっては、若いときに賃金を得た年には、賃金が FI としてカウントされる。一方、国債を売却したときに受け取る元本は、元々預けていたものが戻ってくるだけなので、支出の増加はもたらさないから、売却時における FI にはならない⁴⁶。さらに、利子収入も生涯支出を増やさないから、FI ではない。

事業を行う場合も同様である。若いときに貯蓄をし、それをを用いて事業に投資をするとしてしよう。例えば、老後に備えてワインを購入し、何年か後にワインが売れたとしよう。このとき、もしワインの値上がりが、ちょうど複利の利率に基づいて上がっており、債権と同じような価格になったとすれば、それによって賄われる生涯支出は変化しない。したがって、市場収益率に基づいた利子分に相当する値上がり益は、FI ではない。

超過利潤

もし、国債を期限前に売却し、そのときたまたま国債価格が高騰していたとする（市中の金利が購入時よりはるかに低いとする）。この場合、売却額は、①元本、②利子収入、③超過利潤の和である。このうち、元本と利子収入の部分は、この所得でファイナンスする生涯支出を変化させないが、超過利潤の部分はこれを増加させる。

事業を行った場合も同じである。例えば事業のためにワインを購入したが、売却時には市場利率で得られるであろう収入を超えた高い値段で売れた場合には、その差は生涯支出を増加させる。

ここで例を挙げた債券売却やワイン投資が発生させる超過利潤は、生活水準を引き上げるから、これらは FI である。同様のことは、土地や株式の売却の超過利潤などについても言える。

なお、超過利潤は、利子と違って、投資家としての才覚によって得られるため、一種の労働所得と見做せる場合も多いであろう。

資産所得の FI への貢献

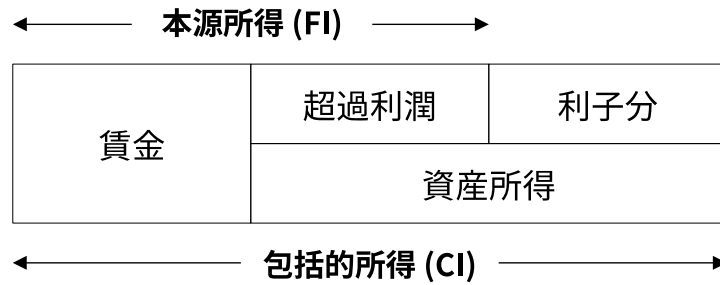
Fisher は FI を説明するための例として賃金を用いたが、現実には、以上で見たように、「生涯支出」を増やすための財源となる FI には、賃金や相続した遺産などだけでなく、資産所得や事業所得の超過利潤が含まれる。**資産所得に関しては、市場利率を超える超過利潤部分は FI である**⁴⁷。

ある年における所得が賃金と資産所得のみであり、資産所得には超過利潤が含まれている場合には、FI は、賃金と超過利潤との和である。図 4 が示すとおりである。

⁴⁶ 国債利率は、生涯支出算出のために用いられる市場利率であるとする。

⁴⁷ なお、株や債券の値上がり益も、株の配当も、市場利率に基づく額を超える部分が超過利潤である。

図 4 本源的所得 (FI) vs. 総合所得 (CI)



2. 「FI」と「生涯所得」

各期の FI の現在価値の生涯を通じた総計を、「生涯本源的所得」あるいは単に「生涯所得」と呼ぶ⁴⁸。賃金だけでなく、他の FI も存在する状況においても、「生涯支出」はこの「生涯所得」に等しい。

Fisher が「生涯賃金」を例として示そうとした（生涯支出税と同値な）生涯所得の一般化概念は、相続所得や超過利潤などを課税ベースに含む「生涯所得」であったと言えよう。

II. 水平的に公平な課税

生涯所得に課税する税を、**生涯所得税**という。この税は、株や土地の売却によって得られる利益に関しては、利子相当分と超過利潤に分割し、超過利潤に対しては賃金と同じ税率で課税する。Fisher 流の所得税制とは、生涯所得税である⁴⁹。

しかし、生涯所得は死亡するまで正確にはわからないから、各年の FI に対して課税することによって近似することになる。

1. FIT

各年に発生する FI に対して課税し、利子相当分には課税しないという税制を、**本源的所得税 (Primary Income Tax)** と言う。これは、Fisher が「所得税」として提案した Fisherian Income Tax と呼べる税制なので、略称を **FIT** とする⁵⁰。税率が生涯本源的所得に対してフラットである場合には、その税率の下での FIT は生涯所得税と同一である⁵¹。

⁴⁸ 元来は、各年に得られる「本源的所得」は単に「所得」と呼ぶべきであるが、総合所得税では、利子も所得と呼ばれるので、区別するため、敢えて、「本源的所得」という用語を用いている。しかし、生涯所得については、利子が含まれる慣行はないので、わざわざ「生涯」とはいわず、単に「所得」と呼んでいる。（注 44 も参照のこと。）

⁴⁹ Fisher 流の所得税の課税ベースに、利子は含まれないが、超過利潤は含まれることを、Hatta (1992) は強調した。生涯所得税に関する包括的な分析は、八田 (1996) を参照のこと。

⁵⁰ Primary Income Tax を PIT としなかったのは、PIT が通常、Personal Income Tax の略語として用いられているからである。

⁵¹ 超過利潤を賃金所得と同列に課税することの重要性については、例えば Hatta (1991) を参照。

この税の課税ベースには、超過利潤が含まれる。相続した自宅の側に地下鉄の駅が出来ることが発表されて地価が急騰した場合の超過利潤は、経済レントであるから、超過利潤を100%で課税しても、資源配分の効率性は阻害されない⁵²。一方、他のことをせずに、いつも発明のアイデアを考えていたら、大当たりして超過利潤を得た場合には、才能や努力に対する対価として賃金所得に近い性格があり、賃金所得税と似た供給阻害効果があるであろう。

ただし、利子に対する課税は、(所得効果を除くと)確実に貯蓄・投資の意欲を削ぐが、資産所得のうち、変動する超過利潤部分への課税は、損失相殺が行われる限り、投資や貯蓄が促進される一般に傾向がある。Domar & Musgrave (1944) が示した通り、政府が投資のパートナーになるのと似た効果が発揮されるからである。

しかし超過利潤が生活水準を貢献することには間違いないので、FITの課税対象になるが、利子所得は、生涯を通じた生活水準の改善をもたらさないので、FITの課税対象にならない。

FIに賃金のみが含まれる場合は、FITは賃金税となる。すなわち、FITは、第3章で分析した賃金税の一般化である。

2. CIT

CITの下では、賃金・超過利潤・利子に対して等しい税率が適用される。このためCITの税率は、同率の賃金所得税率を持つFITと比較すると、超過利潤に対する税率は等しいが、利子所得に対する税率は過大である。

第1章II節でみたようにCITは、生涯支出の増加に貢献しない利子所得を課税ベースに含むから、生涯支出を生活水準の指標としてみる観点からは、貯蓄をする納税者にとって過大な課税になってしまう。一方で賃金税は、超過利潤がある場合には、過小な課税ベースを持つことになる。

利子を課税ベースに入れるという明らかな弊害にも拘わらず、賃金税ではなくCITが強く支持されたのは、利子部分を分離することが徴税上困難であるという状況で、水平的公平性を確保するために、超過利潤を課税ベースに取り入れるメリットが直感的に評価されていたからであろう。

3. DIT

利子部分を分離することが徴税上困難な状況において超過利潤を課税するためのもう一つの妥協策が、二元的所得税 (Dual Income Tax, DIT) である。DITは、利子と超過利潤とを分離せず、十把一絡げにしたまま、一律(例えば20%)の課税をする。すなわち、DITは、課税ベース全体はCITと同じだが、資産所得のみ分離課税して、税率を一律とし、その他の所得には累進税率を適用するという税制である。

そうすることによって、DITはCITと比べて、利子部分に対する高額所得者の税率を緩和して、その効率阻害効果を抑制しようとする税制だと見做すことができる⁵³。

⁵² このため、小宮・村上(1972)はキャピタルゲインに対する100%課税を主張した。

⁵³ なお、DITは、CITの課税ベースから資産所得だけを分離課税し、税率を一律とするという意味で「二元的」所得税と呼ばれている。一方、FITも、CITの課税ベースから利子所得のみを

Ⅲ. 垂直的に公平な課税

1. 賃金所得税

賃金税に関しては野球選手を例に挙げたが、土地や住宅の売却など、特定の年に発生する超過利潤も、特定の年に突出した FI の例である。第 1 章 節Ⅲ.2 で指摘したように、

コンピュータの発達によって、事後的に完全な平準化ができるようになるまでも、FI の変動によって累進的な課税の下で生じる水平的不公平を正すために、何らかの部分的な平準化措置は不可欠である。

2. FIT

垂直的公平を達成する生涯所得に累進的に課税する場合には、生涯所得は、死亡するまで正確には分からないから、累進的生涯所得課税は、各年の FI に対して累進的に課税する FIT によって近似せざるを得ない。

累進的な FIT の下では、特定の年に突出した FI があるならば、その年だけ特別に高率の税を支払う。その上で、年当たりの FI が低くなってから、過去数年に渡る平均年当たり FI を算出し、それに対応する税率を掛け直し、必要ならば過大に取りすぎた税を還付できる⁵⁴。

3. CIT

第 1 章 節Ⅲで指摘したように、CIT は、FI が賃金のみを生む場合でも、水平的公平性や垂直的公平性を満たさない。垂直的公平性を満たさない理由は、利子が課税されるため、水平的公平性が満たされることがそもそもの原因であった。この問題は、FI に超過利潤が含まれても同様に起きる。

4. DIT

CIT の下では、高所得者にとって利子所得に対する限界税率が極めて高いことが、投資貯蓄の阻害効果と、譲渡益税のロックイン効果という弊害を生んだ。

利子課税の弊害を抑制するために、利子と超過利潤とを十把一絡げにして、高所得者の利子税率を引き下げて一律の税率とする DIT が導入された。DIT は、超過利潤を分離できなかった時代に採用せざるを得なかった、妥協の産物である。

DIT の導入は、利子への税率を引き下げたので、CIT の弊害を緩和したが、除去したわけではなかった。しかも資産所得の一律分離課税は CIT に比べて高所得者に対する超過利潤への税率を引き下げたので、再分配の観点からは、高所得者を優遇する結果となった。すなわ

分離して一律課税するという意味で、「二元的」所得税である。本稿は慣用に従い、資産所得全体を分離課税する税制を DIT と呼ぶ。

⁵⁴ FIT における所得平準化方策の具体案については、Sato (2021)および佐藤(2021a,b)を参照のこと。

ち、利子税率の引き下げが垂直的公平性を多少改善したが、全体としては、垂直的公平性がそのぶん損なわれた⁵⁵。

IV. インフレ調整

FI は賃金を一般化したものであるため、インフレ対策に関しては、FIT に対しても、賃金税に対してと同じことが言える。すなわち、生涯を通じた FI の総計に当たっては、各年のインフレ調整をした額で総計しなければならないが、税率がフラット率である限り、税率そのものがインフレによって影響を受けることはない。

一方、累進的な FIT が課されるときには、インフレの下でも、各年の同じ実質所得に対して税率を等しく保つ必要がある。したがって、与えられた税率に対応する所得区分 (bracket) をインフレに応じてスライドさせなければならない。この bracket 調整は、bracket creeping を防止するための措置である。

第三章 日本における二元的所得税 (DIT) 採用の意義と限界

今日では、生涯支出税制、あるいはそれと等価な生涯所得税、が最も公平で効率的な理想的税制であることに、多くの財政学者は異存ないであろう。ただし、Mill や Fisher が元々発案した FIT の採用は、超過利潤と利子分との分離を前提としている。このため、コンピュータが使えない状況では、正確な徴税はほぼ実現不可能であった。

しかし、水平的公平のために超過利潤を課税する必要があったので、賃金税は採用されず、FIT に関するいくつかの近似方法が提案された。そのうち、最も早く発案されたのが CIT であったと見ることができる。

しかし CIT を実施してみると、徴税上の困難のために資産所得への課税が崩れていった。さらに、もともと指摘されていた非効率性が実感されることになった。

そのため、生涯所得税を近似するが CIT よりは非効率を抑制するさまざまな税制も提案された⁵⁶。レーガン税制や、近年日本や北欧などで採用されている DIT (国々で細部での違いはある) は、基本的に、このような生涯所得税への接近であると考えられる。

以下では、FIT の近似という観点から、CIT、レーガン税制、DIT を比較しよう。

⁵⁵ なお、賃金税率が等しい FIT と比べた DIT の超過利潤の税率は、低所得者には高過ぎるし高所得者には低すぎる。その分、DIT による垂直的公平性の達成度は、FIT によるよりも低い。

⁵⁶ コンピュータ技術の発達により、1970 年代に入って、支出税制が大きな脚光を浴びることとなるが、70 年以降に支出税制が実施されることはなかった。その経緯については、付論 1 「支出税のルネサンス」を参照。

I. CIT

1. 貯蓄・投資の抑制効果

FIT を近似する税制の代表的なものが **CIT** である⁵⁷。これは、補足が難しい FI の代わりに、（課税がしやすい）資産所得全体に賃金を加えたものを課税ベースとする税制である。この税の課税ベースは、P. 29 の図 4 最終行に示されている。

この CIT が、Haig-Simon 流の課税方法であり、シャープ勧告で日本に導入され、多くの先進諸国で課税のモデルになった税制である。

CIT は、水平的公平性・垂直的公平性を満たさないことに加えて、仮に税率がフラットであっても、利子への課税が貯蓄・投資の意欲を削ぐという問題を抱えている。

2. インフレと利子課税

CIT は、FIT と異なり、利子所得に対して課税する。インフレがなくても、利子所得に対する課税は投資・貯蓄に対する阻害効果を引き起こす⁵⁸。しかしインフレ下では、この阻害効果がさらに増幅されるのである。

この増幅効果は、名目利子所得からインフレに起因している分を控除して、その残りを課税ベースに加えれば解決できる⁵⁹。

しかし、米国でも日本でもこのような利子所得に対するインフレ控除は行われなかったもので、現実の CIT の下では、実質利子に対して、標準的な他の所得項目よりもはるかに高い実効税率で課税するという状況を生み出した。

累進税率の下では、インフレ下では次の二段階のインフレ調整が必要となる。

第 1 に、利子所得に対しては、まず、インフレ控除した利子所得を算出して他の所得に加えて、CIT のための課税ベースとする⁶⁰。

第 2 に、累進所得税率の下では、この課税ベースに対して、インフレに対応した bracket 調整をした上で、対応する税率を乗じる。

なお、FIT の下では、利子所得は非課税だから、第 1 のインフレ調整は不要である。第 2 のインフレ調整は課税ベースに対して必要だが、FIT の課税ベースに利子所得は含まれない。

II. レーガン税制

適正なインフレ控除がされない状況では、インフレ率が高まると、累進的でなくとも、CIT の貯蓄・投資阻害効果は増幅される。インフレ率が高まるほど、利子課税によって税引後所

⁵⁷ 例えば、CIT の代表的文献であるシャープ勧告では、未実現キャピタルへの課税が重要であることが強調された。キャピタルゲイン課税の問題は、もともとの Fisher の主張が explicit に扱われなかった問題である。

⁵⁸ 利子に税がかからないためにこの阻害効果をもたらさない FIT と対照的である。

⁵⁹ この控除を行うと、上記の 15%インフレの例では、課税ベースとして組み込まれる利子所得は 0 円になる。

⁶⁰ フラットな税率の場合には、この課税ベースに税率を直接乗じて税額を算出する。

得がより大きく減少するためである。たとえば、カーター政権のときには、ほぼ 20% の利率が 20% のインフレ率と併存した。このように実質的な利率がほぼ 0 である場合には、利子には一切課税されるべきではない。にもかかわらず、実際には、名目利子所得に課税されたため、税引き後の実質利子所得はマイナスになってしまった。

この結果、インフレ控除のない CIT が投資・貯蓄への意欲を削いだとして、1970 年代から 1980 年代にかけて **Supply Side Economics** が生まれた。

当時、**Supply Side Economists** と呼ばれた経済学者たちによって、次のような提案がなされた。

1. 資産所得税にインフレ控除を設ける。
2. **Flat Tax**: 所得税率の累進性をなくして、flat な税率にすることで、資産所得税の投資抑制効果を緩和する⁶¹。
3. 資産所得税を 0 に近づける。

対策 1 が王道であり、これは **M. Feldstein** などが主張した⁶²。しかし、高所得者優遇に関心が強かったレーガン政権は結局、これらの提案を組み合わせ、法人税を含めた税率の引き下げを、1981 年に行なった。この結果、大幅な税収不足が起きた。その原因は、レーガン税制では、**excess profit** が軽課されたことにあると見ることができよう。

Ⅲ. 北欧と日本における資産所得の分離課税（二元的所得税, DIT）

スウェーデンでは、1991 年に二元的所得税（**Dual Income Tax, DIT**）が採用された。この税制は、課税ベース全体は CIT と同じだが、資産所得（株式の譲渡益、配当所得、利子所得など）のみ一律の税率で分離課税し、その他の所得には累進税率を適用するというものである。その直後、ほかの北欧諸国も同様の改革を行った。さらに、オーストリア、ベルギー、イタリアなどのヨーロッパ諸国で採用されていった⁶³。

日本では、資産所得の一律分離課税は、1980 年代来から議論され⁶⁴、基本的に 2003 年に実現した。

⁶¹ Hall & Rabushka (1985).

⁶² 例えば、Feldstein & Summers (1979) および Feldstein, Green, & Sheshinski (1978) による。

⁶³ DIT は、Cnossen et al (1995) によって提案された。DIT 全体の展望と欧州各国における制度比較については、Sørensen (2001), Boadway (2004), Genser (2006) およびこれらの論文の参考文献を参照のこと。

⁶⁴ 日本では、八田 (1987, 1988) が、資産所得の一律分離課税を提案した。続いて、Hatta (1992, pp. 234–235) は、後に DIT と呼ばれるようになったこの税制を、“simplified primary tax system” と呼び、FIT の近似税制として位置づけた。さらに、八田 (1993, 1994a, 1994b, 1996) は、“simplified primary tax system” を「概算所得税制」と訳して、これと FIT との関係に解説的な分析を行っている。森信 (2001) は、北欧方式の二元所得税を日本でも採用することのメリットを指摘した。

北欧と日本の DIT の主な違いを 3 点挙げよう。

第 1 点目は、北欧の DIT は、資本所得全体に対する損益通算を認める一体的な一律分離課税である。それに対して、日本の一律分離課税は、金融所得に対する一体的な課税である。たとえば、株式の譲渡損失と配当の損益通算は 2008 年から行われている。一方、2004 年から土地の譲渡益税も 20% に統一されたが、土地と金融所得との間での損益通算は認められていないし、今後もその予定はない⁶⁵。

第 2 点目は、北欧の資産所得税率は、法人税率と等しくされており、これを企業レベルでの源泉課税率とした場合に、株主の金融所得税を控除することを可能にしている。しかし日本では、法人税との連繋は図られていない。

第 3 点目は、日本の一律分離課税の税率が 20% であるのに対して、北欧およびその他の欧州諸国の資産所得税率は、30% あるいはそれに極めて近く設定されていることである。

このようにいくつかの違いはあるが⁶⁶、日本の一律分離課税も DIT と呼ばれるようになった。

1. DIT 導入の背景の国際比較

譲渡益課税が概して CIT に忠実に行われていた北欧諸国において、DIT 導入の直接的な動機は、資本の国際的な流動化に対応して、資産所得を総合課税の課税ベースから外して引き下げることであった。

一方、日本では、シャープ税制で導入された CIT は、金融所得に対する税率について、つぎはぎだらけの修正が行われた結果、資産所得項目ごとに税率がばらばらとなっていた。例えば次のような状況であった。

1. 1987 年まで、300 万円以下の郵便貯金に対しては、利子が非課税だった。しかも政府は名寄せをできていなかったため、一人が多くの郵便貯金口座を持ち、利子からの課税を免れていた。その一方で、通常の利子には総合課税がされていた。
2. 2002 年まで、株式の譲渡益には所得税は基本的にかからず、その代わりに、取引税が課されていた。

DIT は、このような資産所得に対する不均一な税率を等しくして、脱税や節税の道を塞ぐことが主目的であった。すなわち、シャープ税制の施行から約 40 年の間に起きていた CIT の劣化対策として導入されたのである。

単純化して言えば、北欧では、CIT の下での高すぎる譲渡益税への対策として DIT が導入され、日本では、CIT において譲渡益の総合課税が形骸化していたことへの対策として DIT が導入されたと言えるだろう。

⁶⁵ さらに利子と譲渡益税との損益通算も行われていない。譲渡益税の売却時中立課税が行われれば、譲渡益税と利子との間や、土地と金融資産の譲渡益との間での損益通算を行えるようになるが、それまでは、通算によって中立性が損ねられる可能性があるからである。

⁶⁶ 日欧の資産所得の一律分離課税の違いについては、増井 (2011) を参照。

2. 資産所得の分離課税のメリット

具体的には、資産所得の一律分離課税は、当時の日本の税制に、上記以外にも次のようなさまざまなメリットをもたらした⁶⁷。

なお譲渡益と売却益は同義語であるが、譲渡益は、税金に関連しても用いられることが多く、それに対して売却益の方が日常では用いられる。以下では、文脈の中で売却益という用語の方が自然な場合には、この用語を用いる。

(1) 税による資産配分への歪みを是正した。

投資家にとって、預金・国債・株といった異なる資産運用対象は強く代替的である。このため例えば郵貯の定期預金の金利がほんの少し下がっただけで、郵貯への大量の資産シフトが起きる。したがって全ての資産所得に対して等しい税率で課税しないと、租税回避の誘因をつくりだし、異なった金融資産間の投資に歪みを起こす。

例えば、アメリカでは、サラリーマンの資産運用の主要な部分を株の投資信託が占めるのに、日本では発展していなかった。日本では、株を直接買えば売却益は非課税だが、投資信託の場合には売却益に20%課税されたので、資金が個別の株を買う方に向かい、投資信託の方に向かわなかったためである。

資産所得は、タイプの別なく、その全てを総合に課税する必要がある。したがって株や債券の売却益に対しても利子に対すると同じ税率の課税を行うことによって、当時の日本の税制が引き起こしている資産配分の歪みを減らすことができた。

(2) 所得分配を改善した。

20%の分離課税であっても、株の譲渡益に課税することによって垂直的分配上の大きな改善が図れた。

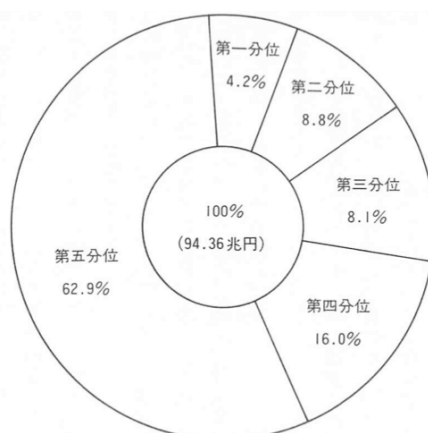
図5は、当時の所得階層別の株のキャピタルゲインの分布を図示している⁶⁸。所得階層は五分位で示している⁶⁹。この図が示すように、第五分位のみでキャピタルゲインの62.9%を得ている。キャピタルゲインの分布は高所得層に極端に偏っているということである。すなわち譲渡益税の場合には譲渡益税が非課税であったときと比べて、改革によって一律の税率ではあっても課税されることになったので、負担は累進化した。

⁶⁷ 以下のメリットは、八田(1987, 1988)によって予測され、DIT提案の根拠とされていた。

⁶⁸ 現時点でのキャピタルゲインの所得階層別分布については、佐藤(2022)の図10を参照のこと。

⁶⁹ 五分位というのは、全世帯をキャピタルゲインの低い世帯から高い世帯に並べたとき、低いほうから数えて20%を第一分位に、次に低い20%を第二分位、というようにキャピタルゲインの階層別に全世帯を五つに均等に分別したものである。

図 5 株のキャピタルゲインの所得階層別分布（1986年）



（資料）総務庁「貯蓄動向調査報告」（1988）。

次に譲渡益税は株主の所得に直接課税されるから、法人税や有価証券取引税の相殺減税を伴う譲渡益税の導入は、株主の間の課税の水平的公平を達成する。直接税の割合を増やすからである。

従来の有価証券取引税は、儲けた人にも損をした人にも同じ税率で課税されるが、譲渡益税は、儲けに応じて課税される。さらに、法人税の課税ベースと株の値上がり益は、直接的に結びついているわけではない。したがって、法人税を多く払った会社の株主が株で損をすることもあるし、法人税を払っていない会社の株で大きな売却益を得る株主もいる。従来は、株主が法人税を通じて間接的に払っている税負担が、株主の儲けとは一対一に対応していないという状態になっていたのである。

法人税から譲渡益税へのシフトはこの不公平をも軽減した。

(3) 景気の振幅を抑えた。

株の譲渡益税は、好景気ときには大幅な増収があがり、不況ときには税収が止まる。したがって、景気の加熱を冷やすのに役立ち、不況の時の景気の下支えをしてくれる。これは、取引税にはない特色である。バブルの時に、株主だけが儲けるのではなく、国も一緒に儲けて国債の償還を早めることができることになったわけである。

(4) 資産所得のうち、利子部分に対する税率を、中・高所得者の賃金税率より下げることができた。

これによって、CIT に比べると、貯蓄・投資の意欲を削ぐ効果が低減した。

(5) 有価証券取引税による株式取引の阻害効果を軽減した。

株の譲渡益税は儲けの一定割合を徴税するわけであるから、税率の引上げが取引の回数を減少させる効果はない。一方、譲渡益が発生していようがいまいが株の取引額に応じて課税する取引税には、株の取引量を抑制する効果がある。これが、譲渡益税と取引税との大きな違いである。

日本での株の取引には「有価証券取引税」だけでなく「みなし譲渡益税」と称する実質上第二の取引税までがかけられていた。これらは自由な取引を不必要に妨げていた。株の取引税はアメリカやイギリスにないため、これが、東京の金融市場の国際化を妨げ、日本の企業

ですら海外市場で資金を調達するという事態を起こしていた。譲渡益税を新設し、それを財源にして取引税引下げを行うことは、株式取引の制度的障害を軽減した。

しかも取引税の下では、譲渡益税に対する損失相殺がなかったから、第2章節 I.1 で言及した譲渡益税の投資促進効果が封殺されていた。譲渡益税は、この効果を回復させた。

(6) 資産所得に対する徴税を容易にするため、資産を預かっている金融機関で源泉徴収することができる。

(7) 法人税率の引下げ財源をつくった。

税は、最終的には国民の誰かの生活水準の低下を引き起こす。結局は、企業ではなく国民の誰かが負担をしているものである。消費税や所得税だけでなく、法人税でもそれは言える。法人税がかげられれば、配当が減るかもしれないし、株価の値上がりを抑えられるかもしれない。さらには、労働者の賃金があまり上がらないかもしれないし、製品価格への転嫁を通じて消費者が負担しているのかもしれない。法人税の場合、結局誰が負担しているのかよくわからない。学者の間でも長年さまざまな実証研究が行われてきたが、意見の一致を見るにはいたっていない。このように結局誰が最終的に負担しているのか不明な税はなるべく縮小していくべきであろう。

法人税は元来ならば、株主が会社を所有することで得る利益に対して間接的に課税しようというものである。ある会社の株主が株主であることによって得る所得は、配当金と株の譲渡益の二つである。当時の日本では、実質的に配当金に対してだけ課税されていた。その根本的な理由は、コンピュータが活用できなかったために、譲渡益の課税が徴税技術的に難しかったからである。

株の譲渡益は、法人利潤から配当を差し引いた残りの内部留保を反映している。したがって、譲渡益に直接課税できないならば、代わりに内部留保に課税できる。さらに、内部留保の代わりとして法人利潤全体に課税することができる。その目的で法人税が設けられていると考えることができる。

要するに、元来は譲渡益に対して課税すべきところを、代わりに、間接的に法人税で課税しているのである。株の譲渡益税を導入することによって、それを財源として、法人税を引き下げることができた。

(8) 配当性向の異常を正した。

日本では米国と比べて配当性向が極端に低かった。その原因は、所得税において、株の配当と売却益が中立的に扱われていないからである。当時のように、株の売却益が課税されていない状態では、課税される配当をもらうより、会社が内部留保をしてくれて、株の値上りを引き起こしてくれたほうが、株主にとってありがたい。これが、日本で配当性向が低かった理由である。

配当性向が低いため、株を持つ主たる目的は売却益を得ることであり、配当を得ることではなくなっていた。それによって株価と配当との関係が希薄になり、株価が思惑で動かされやすくなっていた。

株の売却益が課税されるようになれば、配当性向が上がる。その結果、株価が会社の収益率ともっと深い関係を持つようになる。そのような状態では、株価がより正確な企業生産性のシグナルとなり、資金がより生産的用途へ流れることができるようになった。

IV. DIT から FIT への接近

1. FIT の近似としての分離課税

日本の DIT は、課税ベース全体は CIT と同じだが、金融資産所得のみ分離課税して、税率を一律に 20% とし、その他の所得には累進税率を適用するというものである。この DIT の下では、CIT の下でより利子税率を引き下げる。したがって、利子所得の抽出が徴税上難しい状況において、DIT は、FIT を現実的に近似する税制の一つだと考えることができる⁷⁰。ただし、CIT の税率は超過利潤に対しては FIT の税率と等しいが、利子に対しては、FIT の税率 (= 0%) と比べて過大である。

したがって、DIT は最終目標とすべきでなく、ここからスタートして課税の歪みを作らない形で、元来の FIT に一步一步近づけていくための発射台とすべきであろう。

2. 年金利子の非課税

現実の日本の所得税制は、DIT を基本としながらも、年金や老後資金の蓄積に関する所得税の扱いは FIT に大きく一歩踏み出している。まず、公的年金の運用利子は非課税である。さらに、企業年金や個人型確定拠出年金 (iDeCo) や少額投資非課税制度 (NISA, 日本版 ISA) などの制度でも、運用時における利子は非課税である。これらの利子には、低いリスクプレミアム資産で運用されており超過利潤的な側面がほとんどないため、FIT における市場利子率に基づいた利子所得と同等の非課税措置がなされていると見做せる⁷¹。もし超過利潤があれば、その分については非課税措置は不適切である。

一方、これらの年金関連の利子非課税は、認定された年金だけが対象とされている。すべての年金積立 (あるいはそう称するもの) の利子が非課税にされるわけではない。

非課税対象とされる利子所得の範囲が限定されるのは当然である。年間 20% の資産所得税が、FIT を近似するための「超過利潤に対する総合課税」と「利子に対する非課税」との妥協の産物である以上、超過利潤の税率を 20% に据え置いたまま、利子相当分だけを非課税とするのでは、FIT に近づくことができない。それだけでなく、高所得者を優遇するから、垂直的公平性も弱まってしまう。

⁷⁰ Hatta (1992, pp. 234–235) は、DIT (= “simplified primary tax system”) を FIT の近似税制として位置づけた。さらに、八田 (1996) は、DIT と FIT との関係をくわしく分析している。

⁷¹ なお、これらの私的・公的な年金課税では、拠出時の賃金所得そのものが非課税であり、給付時に課税されることになっている。現実の累進的な課税の下では、税率の高い勤労時に税を払う代わりに、税率の低い老後に賃金税を払うことは、所得の平準化に役立つ。FIT の下では、元本部分のどの時点で課税されても構わないので、給付時課税は、平準化を伴う FIT の設計と合致する税制であるといえよう。

3. 欧州の DIT との比較

2003 年の日本における DIT 導入の直接的な動機は、資産所得税率の不均一のために、税の歪みが起きていたことであった。日本の DIT は、資産所得を 20% で一律課税するという点では北欧の DIT と共通であるが、いくつかの違いがある。

そのなかでも、佐藤 (2022, p. 16) が次のように重視するのは、事業所得への課税方法の違いである。

「北欧諸国の DIT においては、資本所得に対する税率と勤労所得の最低税率、法人税率は同水準に設定されてきた。ただし、両者は同一ではない。北欧諸国の DIT の「資本所得」に含まれるのは利子・配当などの金融所得だけではない。事業所得についても労働の対価としての勤労所得と機械・設備などから派生する資本所得に区別する。よって日本の所得税制は二元的であっても「日本版」といえよう。」

事業所得を資本所得と労働所得に分割するために北欧で採用されている方法は、事業所得のうち、投下資本に対して市場利子率で算出した利子所得相当部分を資本所得と見做し、残りを労働所得と見做すことである。しかしこの所得分割方法では、超過利潤は労働所得に分類されてしまう⁷²。つまり超過利潤には、利子などその他の資本所得より高い税率が適用されてしまう。この点について、Genser (2006, p. 17) は次のように指摘している。

“Defining labour income as residual profits is also a procedure open to criticism. Residual labour income does not only comprise a return on labour but includes economic rents, risk premia, and windfall profits which usually are considered as capital returns.”

Genser が指摘するように、DIT を厳密に適用するためには、北欧方式で「労働所得」と分類されている額から、「超過利潤」部分を抽出して、一律の資産所得税率での分離課税としなければならない。北欧方式は、DIT の立場からは、超過利潤部分に対して過大な税率を課すことになるから、北欧方式も DIT の原則に忠実ではない。日本の課税方式より多少ましという程度である。

一方、FIT では、超過利潤も勤労所得も同じく累進課税の対象とする。したがって、北欧の DIT のように超過利潤を累進課税対象の課税ベースとする一方で、利子所得分を非課税にすれば、事業所得全体を FIT 方式で課税することができる。

DIT はあくまで「FIIT への途中経過」だと考えるならば、日本の事業所得について、資本所得のうち利子相当部分をゼロとすることも一つの方策であろう。ただしその場合には、現在与えられている中小企業へのさまざまな優遇税制は廃止されなければならない。

日本と北欧では、DIT に至った動機は異なるとしても、それぞれの DIT を中間到達点として、個人所得税のとしての理想的な FIT への道筋が探られていくべきである⁷³。

⁷² 例えば、他社が真似できない技術が超過利潤としてのキャピタルゲインを生んでいるような場合である

⁷³ 北欧では、DIT のもう一つの目的は、事業所得を 20% の一律税率で徴収することによって、個人に対する資産所得課税を軽減する点にもあったようである（例えば Sørensen (2005) を参照）。これは、資産所得税を間接税化する効果を持つ。

第四章 実現時課税のロックイン効果

I. 資産所得の発生時課税と実現時課税

銀行預金の利子に対する利子税は、銀行で年々徴収される。これは、資産所得の**発生時課税**と呼ばれる。

それに対して、株の値上がり益は資産の保有期間中は課税されず、売却時点で課税されている。これは資産所得の**実現時課税**と呼ばれる。実現時課税は、いわば毎年発生したキャピタルゲインに対する発生時課税額の売却時までの**延納**を認め、売却時にまとめて課税する方法である。

II. 譲渡益税の「蒸発効果」と「ロックイン効果」 ——発生時課税と実現時課税を比較するために

いま、同額の資金を、20年間、利子率10%の銀行預金で運用する場合と、値上がり率がたまたま10%の株で運用する場合とを比較し、利子税率と譲渡益税率が等しければ、20年後の株の税引き後資産額は、銀行預金のそれより大きいことを示そう。

まず、銀行預金からは期間中引き出さず、利子は複利で運用されるとする。さらに、株も期間中現金化せず、配当はないものとする。もし、資産所得が非課税であれば、無配当なので、20年後の株価は預金の元利合計と等しい。

次に、利子に対しては、年々20%の所得税が掛けられるとする。一方、株に対しては保有期間中は掛けられないが、売却時に、キャピタルゲインに対して20%の税が掛けられるとしよう。この場合、銀行預金の方は、実質的に8% (= 10% × 0.8) の税引き後利子率で複利で運用されていくのに対し、株の方は、10%の複利で運用された後に、そのキャピタルゲインのうち20%だけが課税される。したがって、株式売却によって残る税引き後の資産額は、銀行預金の20年後における税引き後の資産額より高い。つまり、株は、税引き前の収益率が等しい預金よりも高い税引き後収益率をもたらすことになる。

このため、株の保有期間の終了時点で支払われる税額は、**税引き前の収益率が等しい預金**に対して毎年支払われてきた利子税の現在価値の総計と比べて、低くなる。結果的に、株の年々の増益に対して換算した実効税率は、預金利子に対する税率である20%より低くなってしまう。これは譲渡益税の**蒸発効果**と呼ばれる。

さらに、保有期間の長さに関係なく一定の税率が売却時に適用されるため、実際に売られたとしても、長く保有していればいるほど年々の増益に対して換算した実効税率は下がってしまう。つまり、保有期間が長いほど株の税引き後の収益率が有利になっていく。したがって節税目的のために株が売り渋られ、売却自体がなかなか発生しない。これは譲渡益税の**ロックイン効果**と呼ばれる。このロックイン効果のために、株や土地の取引が阻害され、発生時課税に比べて税収の損失が起きている。同様のことは、土地の譲渡益税についても起きる。

「譲渡益税のアキレス腱は、その『ロックイン効果』だ」と言われる。しかし譲渡益税のロックイン効果を生み出している税の蒸発効果自体も、税収の損失をもたらすもう一つの原因である。

したがって、現在の日本のように、資産所得に対して保有期間に関係なく一定（日本の場合は20%）の税率で売却益に実現時課税することは、税収の損失だけではなく、次の弊害をもたらす。

第一に、上で指摘したロックイン効果によって、売り渋られた株や土地は市場に供給されてこないから、この税は証券市場や土地市場の効率的な資源配分効果を妨げる。

第二に、株や土地の保有者と預貯金の保有者との間に、水平的不公平を生む。

Ⅲ. 日本で採用されたロックイン効果対策

1. 税率の変更

日本における土地の譲渡益税の税率は、多くの税率の変更や課税対象項目の変更が行われてきた。株の譲渡益税率についても同様である。大きな税制改革に限っても、表4のように総合課税、非課税、分離課税と変更されてきた。

表4 株式譲渡益税の主な沿革

年度	変更点
1950	総合課税
1953	非課税（代わりに取引税が導入）
1989	原則分離課税（20% or 26%）

しかし、資産の保有期間と関係なく譲渡益税率を固定するのならば、税率をどう上げ下げしても、譲渡益税は、①ロックイン効果を起こさず、かつ、②永続的に十分な税収を上げる、という二つの目標を同時には達成できない。税率を引き上げれば、税収は増えるがロックイン効果が強まるからである。表4が示す右往左往は、矛盾する目標を追求した試行錯誤のプロセスだったと言える。

2. 土地譲渡益税「買換え特例」の変遷

実は、特定の状況では、税率をある程度高く保持したままで、ロックイン効果を弱める方策が採用されてきた。それが、土地の譲渡益税の買換え特例である。

1969年の税制改革によって、自己居住の住宅や土地の売却益に対して、売った土地と等しいかより高い額の土地を買った場合に、買換え特例が認められていた。これによって売却益のロックイン効果は、ある程度緩められていた。

しかし、1988年の税制改革によってこの特例が廃止された。それによって、譲渡益税のロックイン効果は強まり、土地の供給がかなり大幅に減少した。その後、特例は一部復活したが、全面復活はしていない。

買換え特例の廃止には理由があった。東京都心の地価が高騰した1986年から1987年の頃に土地を売却した人や事業所が、この特例を利用するために、売却した額よりさらに高い土地を東京の都心周辺に求めた。このため、東京の都心周辺の地価が上がった。東京の都心周辺の土地を売った人や事業所は、売った額よりさらに高い土地を東京周辺都市に購入したか

ら、東京周辺都市の地価も上昇した。このプロセスは、段階が進むごとに土地の購入金額を増やしていった。こうして梘子の原理を利用したように、東京都心の地価上昇が全国に波及していったわけである。買換え特例は、この地価高騰の波及メカニズムによって、土地の売却によって得た資金を、金融資産ではなく土地に向かわせるという歪みを、経済にもたらした。これは買換え特例の欠点である。それが理由で、買換え特例は廃止されたのであった。

一方、買換え特例の明らかな長所は、ロックイン効果を弱めることができることである。これは、買換え特例が譲渡益税の延納方式の一つであることによっている。

ただし、フルに延納するためには、「売却した土地と等しいか高い額の土地を買わねばならない」という条件がつけられた。この条件が、買換え特例に上記の欠点を発生させ、地価高騰の人工的な地方波及という新たな歪みを生んだ。せっかくロックイン効果は緩められたのに、「あちらを立てれば、こちらが立たず」になったわけである。

3. 「担保付き買換え特例」

地価高騰の全国波及という副作用なしに譲渡益税のロックイン効果を除くためには、買換え特例を全面復活し、さらに、**新しく買い替えた土地が売った土地の額より低くても譲渡益税の延納を認めればよい**。この方式は、土地取引をより活発化させるが、その一方で買換え特例の地価上昇増幅効果を起こさない。

ただし買換えによって譲渡益税が無期限に延納されてしまうと、税収は永遠に蒸発してしまう。そうなることを防ぐ1つの方策は、延納分は、夫婦共に死亡した時点で（あたかも譲渡が発生したかのごとく）清算して課税することである。さらに、死亡時点で実現していないキャピタルゲインも、死亡時点で実現したがごとく課税する。これを土地譲渡益税の「死亡時期限の無条件延納方式」という⁷⁴。この方式の下では、死亡時点までに発生したキャピタルゲインは、実現されていなくても、死亡時点までにはすべて課税されることになる。

この方式の下では、買換え特例の恩恵を受けるために、より高い土地を購入する必要がないため、この特例が引き起こした地価高騰の全国波及という弊害は確実に防ぐことができる。しかも、短期的には税収減をもたらすが、将来的には大きな税収増をもたらす。

しかし、この無条件延納方式にも、実は一つの問題がある。それは、税の延納分に対する担保を国がとっていないことである。買換え特例の場合には、納税者は買換え以前に持っていた資産より高額の資産を持っているから、それが譲渡益税が支払われるまでの借金の事実上の担保となる。しかし、無条件延納方式の場合には、事実上の担保が全くなくなる事態が発生しうる。納税者が土地売却後すべてを金融資産にして、それを死亡時まで全部使いきってしまったら、延納したはずの譲渡益税を払うための資産が、死亡時に残らないからである。

⁷⁴ 節IV.3で導入する「譲渡益税の死亡時課税」は、死亡時まで実現していない値上がり益を、死亡時点で実現したがごとく課税するものである。ここで提案している「無条件延納方式」は、土地に限っては、生前にすでに実現していた売却益についても、死亡時まで延納を認めるというものである。

このような事態は、譲渡益税に見合っただけの担保を事実上取ることができれば、防ぐことができる。この目的のためには、「土地売却によって発生した譲渡益に対する税の延納分の2倍以上の額の土地を買い換える」ことを義務づければ、それで十分であろう。仮に、10億円の土地を売却し、2億円の譲渡益税を支払わなければならないとしたら、2億円以上の土地を買った時に、その税の延納を認めるわけである。これを土地の譲渡益税の**担保付き延納制度**と呼ぼう。

以前の買換え特例の下で土地を売った者は、売却額以上の額の土地を買い換える強い誘因を持つが、担保付き延納制度の下でははるかに少額の買換えで済むことになる。したがって、この制度の下では、上に述べた地価高騰の波及の梃子の原理が働かず、買換えによる地価高騰の他地域への波及のプロセスは、急速に収束することであろう。

現在求められているのは、このような担保付き買換え特例である。

IV. 目標とすべき蒸発効果・ロックイン効果対策

買換え特例は、譲渡益税による税収の「蒸発効果」はそのままにしたまま、「ロックイン効果」のみを軽減して、取引を活発させることを目的とした対策である。本節では、譲渡益税の蒸発効果を直接解決あるいは軽減することによって、ロックイン効果を軽減する方策を論じよう。

1. 発生時課税

蒸発効果を除くためには、どうしたらよいのだろうか。理想論を言えば、株や債券の値上がり益に対してキャピタルゲイン税を毎年かければよい。「発生時課税」である。ただし、この税を確定申告によって支払う制度にした場合、流動性資金を持たない人が株を一部売却して納税せねばならず、確定申告のたびに大量の株取引の手間が発生する。

ただしキャピタルゲイン税の税率がフラットであれば、証券会社段階で源泉徴収することが可能である。すなわち株主が保護預かり口座とともに同じ証券会社に開いている資産管理口座から、毎年自動的に引き落とせばよい。それで足りない場合には、その期の値上がり率が最大であった株をキャピタルゲイン税率に見合うだけ自動的に証券会社が売却して、この税を源泉徴収することが、原理的には可能である。そうなれば、株のキャピタルゲイン税に関する実務的な障害は全くなり、資産所得の総合課税が完全な意味で可能になる。

2. 売却時中立課税

証券会社による株の自動的な売却に抵抗があるとすれば、売却時に課税せざるを得ないであろう。さらに、土地の場合には、部分的な売却が難しいから、売却時に課税せざるを得ないであろう。

税制の資産選択に関する中立性を回復し、合わせてロックイン効果をなくす譲渡益課税を、売却時に行うにはどうすればよいだろうか。そのためには、保有期間に関係なく譲渡益税の実効税率が一定になるように、保有期間が長いほど売却益に対する名目税率を上昇させれば

よい。このような課税方法は、売却益の「売却時中立課税方式」と呼ばれている⁷⁵。いうまでもなく、売却時にこの税がかけられた後の資産額は、その実効税率に等しい税率のキャピタルゲイン税を年々かけた場合と等しくなる。

この意味で、売却時中立課税は、年々一定税率で税額が評価されて支払い義務が生じるキャピタルゲイン税の現在価値を、売却時に一度に支払うのと同様である。ただし、ここで現在価値の評価には、当該資産の収益率を用いる。

キャピタルゲイン税率が定率ならば、それに同等な譲渡益税率は、保有期間の長さに応じて高くなる。この方式の下では、譲渡益と利子所得に対する実効税率は同一になるため、ロックイン効果がなくなる。

年ごとに発生するキャピタルゲインに対する税率が定率であれば、売却時中立課税方式による譲渡益税の徴税は著しく簡単である。与えられた実効税率に対する実現時税率表⁷⁶が証券会社にあれば、元金と保有年数に応じてこの税率を当てはめて源泉徴収することができる。

3. 譲渡益の死亡時課税

最後に、ロックイン効果のすべてではないが、大きな部分を直接的に止める方策を考えよう。

譲渡益課税が行われても、株主が永遠に株を売らなければ課税を免れることができる。これを防ぐには、保有者の死亡時に、それまでに得た資産の値上がり益に対して、この時にあたたかも値上がり益が実現されたかのごとくに課税すればよい。相続税は、この値上がり益税を払った後の資産に対してかけられることになる。事実、シャープ勧告でも、死亡時のように譲渡が無償であっても、譲渡益税を課税することが提唱されていた。これまでにカナダとスペインが譲渡益税の死亡時課税を実行したことがある

有価証券であると土地であるとを問わず、譲渡益の死亡時課税を実行することは、譲渡益課税からロックイン効果を取り除くのに決定的な役割を果たす。したがって、相続税率を大

⁷⁵ 「売却時中立課税方式」は、八田 (1986, p. 25) が概念を提案し、八田 (1987) がこのネーミングをし、八田 (1988) が詳しく解説した。これとは独立に、Auerbach (1991) と Auerbach and Bradford (2004) は “Retrospective Capital Gains Taxation” という名称でこの方式を提案した。

一方、小宮・村上 (1972) の「土地キャピタルゲインの 100%課税案」および岩田 (1977) の「延納利子付き 100%土地譲渡所得税案」は、(1) 凍結効果を招くためには、未実現のキャピタルゲイン課税が必要なこと、および、(2) 効率を阻害せずにキャピタルゲインは 100%課税し得ることを、明らかにした上で提案されている。しかし両案とも、①未実現のキャピタルゲインの評価を行政に委ね、②なんらかの形でキャピタルゲインに結びついた税を実現前に納めねばならないという点で、現実的な導入には抵抗があるであろう。

金本 (1994) は、これら諸提案に関する理論的な観点からの徹底した比較検討を行っている。

⁷⁶ こうした税率表の各行には保有期間年数が、各列には譲渡益の元本に対する比率がとられており、自分の取引に該当する欄を見れば、その譲渡益に対して支払わねばならない税額がわかる。

幅に引き下げるといふ代償を払っても、実行する価値がある。それによって取引の活発化と税の蒸発防止がもたらされるであろう。

第五章 結論

I. CIT と DIT の共通課題

日本で 1950 年に CIT が採用された時点では、資産所得と賃金には等しい税率が適用された。その後、資産所得の税率は、一部は非課税、一部は 20%、一部は総合課税のままといった状況となった。

1950 年に施行された CIT が早急に維持できなくなった理由の大きな部分は、CIT の元来の理念に反した課税が行われていたことにある。すなわち、次のような徴税の運用上の欠陥を抱えていた。

第 1 に、売却時における譲渡益税の税率が保有期間に関係なく定率であった。

そのため年当たりの実行税率が、銀行利子への税率より低くなり、税の蒸発効果を生むという欠陥をもたらした。元来の CIT の原則に忠実であるなら、発生時課税とするか、実現時課税を売却時中立課税の税率に基づいて行うべきであった。

第 2 に、保有期間が長いほど譲渡益の実効税率は低下する仕組みになっていた。

このため譲渡益を生む資産に、ロックイン効果が生じ、資源の有効配分が妨げられるという欠陥を抱えていた。この欠陥に対しては、少なくとも世代を超えて税が蒸発していくことを防ぐために、譲渡益の死亡時課税がなされるべきであった。

第 3 に、インフレ時には、利子に対する実効税率が大幅に上昇した。

このために、インフレ時には、実質の利子所得をはるかに超えるベースに対して課税がなされるという欠陥を抱えていた。利子所得のインフレ調整がなされるべきであった。

バラバラな資産税率が作り出した脱税や節税の抜け穴を潰すためと、資源配分の非効率性を縮小するために、課税原則は、2003 年に、CIT から DIT に変換された。

上記の 3 欠陥の根本的な解決策は採らず、代わりに、高所得者が直面する利子税率を引き下げることによって、これらの欠陥がもたらす弊害の縮小を目指したのである。すなわち、資産所得に対しては一律 20% の税率が適用され、そのほかの所得には累進税率が適用されることとなった⁷⁷。

CIT では、3 欠陥の根本的対策は採用されなかったが、実際には、DIT でも、それらの根本的対策は採用されなかったから、DIT も CIT と本質的には同じ問題を抱え続けることとなった。

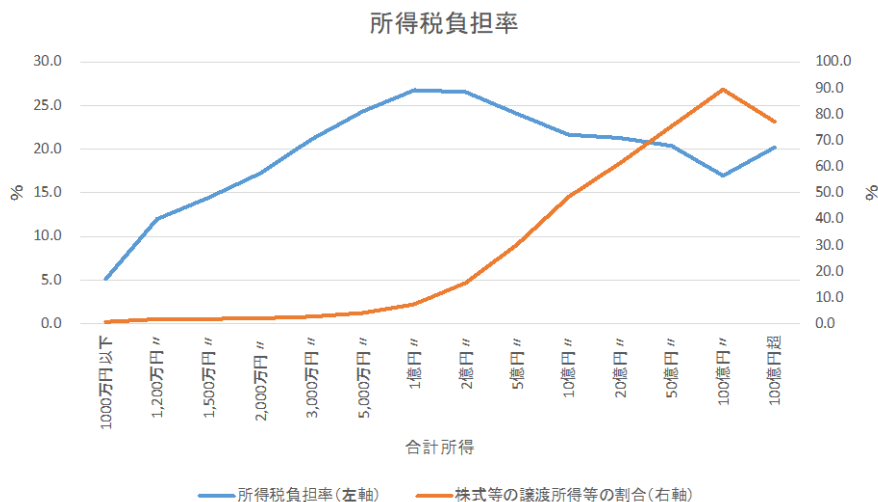
今後は、DIT 中での歪みを除くために、まず上で指摘した欠陥対策を採り、DIT 自体をその理念に沿ったものに近づけていくべきであろう。

⁷⁷ さらに、DIT シフトによって、本稿の第 3 章で詳説したように、それまでのバラバラな資産課税が抱えていた問題の多くが解決された。

Ⅱ. 所得税「一億円の壁」

次に、佐藤 (2022) が下図を用いて指摘するように、「所得税 1 億円の壁」という問題を日本の DIT は抱えている。

図 6 「所得税 1 億円の壁」⁷⁸



すなわち、年間所得 1 億円を境に、高額所得者に対してはむしろ所得税負担率が低下している⁷⁹。この低下の原因は、高所得者になるほど所得に占める資産所得（特に譲渡所得）の割合が高く、かつ、資産所得税率は貸金所得の最高税率より低いことにある。

実は、現状の DIT の税率を変えずに、高所得者の所得税負担率曲線を右上がりにする方法がある。

第一に、元来の DIT の理念に沿って、キャピタルゲインに対して発生時ベースで課税するか、売却時中立課税が行うことである。そうすれば、高所得者の税負担額は上昇するから、現在のような高所得における所得税負担率の低下は止まるか、少なくとも下降が抑えられるであろう。上図の赤線が示すように、高所得者ほど譲渡益の割合は大きいためである。

第二に、譲渡益を死亡時に課税することである。現在のように譲渡益に実現時課税を行う限り、課税が不必要に先延ばしされる。しかし、死亡時に課税すれば、図 6 のオレンジ線はより急勾配になるから、青線の勾配を押し上げる。

⁷⁸ この図は佐藤 (2022) より引用した。佐藤は、この図を国税庁「申告所得税標本調査 (2020 年)」を元に作成している。

⁷⁹ ただし、この問題は、DIT が引き起こしたのではなく、2003 年の DIT 導入によって、むしろ状況は改善されたと考えられる。この改革によって、少なくとも譲渡益税は、20%の税率で課税されることになったからである。

以上のように、DIT の元来の精神に沿って中立性を担保する改革を行えば、現状の税率を変えなくとも、税率カーブは全所得域において右上がりになる可能性がある⁸⁰。

しかし、実は、DIT の理念を受け入れるにしても、上の「所得税負担率のグラフ」自体が納税者の生活水準に対する所得税負担率を正しく示していない。すなわち、元来ならば、生活水準を示す生涯所得を横軸にとり、縦軸に現行所得税制の下での税の支払い額の生涯所得に対する割合を取るべきである。あるいは、近似のため、年間の FI を横軸に取り、縦軸にそれに対する税収の割合を取るべきだということになる。この際、横軸には賃金と資産所得の譲渡益の和が入り、利子は入らない。したがって上図の横軸からは、利子所得を取り除くべきである。また、縦軸の割合の分母からも利子所得を除くべきである⁸¹。

このように横軸からも、縦軸の割合の分母からも利子所得を除くと、「高所得者の所得税率グラフ」が右下がりの傾向はかなり正されるであろう。

さらに、DIT の最高税率を引き上げることなく、所得税負担率のカーブを右上がりにする改革については、節 III.3 で提案する。

III. DIT を越えて

1. 目標としての FIT

DIT が CIT の課税ベースのうち、資産所得だけを取り出して一律分離課税するのに対して、FIT は CIT の課税ベースのうち、利子所得だけを取り出して非課税にする。上にあげた CIT と DIT の 3 つの共通欠陥は、FIT には発生しない。利子税率が 0 であるため、いずれも解決するからだ。

この FITこそが、Fisher が提案した所得税制である。それにもかかわらず、現実には CIT や DIT が目標とされてきたのは、資産所得から超過利潤を分離して徴税することが容易でなかったからだ。

しかし現在のデジタル技術の下では、証券会社が資産所得から超過利潤と利子とを分離し、それぞれを納税者と税務当局に通知することを、安価にできるようになった。すなわち、元来の Fisher 流所得税制が技術的に可能になったのである。これからは、DIT の次のステップとして、FIT を目指すべきだろう。

⁸⁰ さらに、インフレになると譲渡益は大きくなるから、何もしなくても所得税負担率の傾きは上昇するであろう。しかし、インフレに期待すべきでない。水平的な公平性を達成するためには、インフレに対する控除が行われるべきである。

⁸¹ そもそも勤労時に同額の所得を得た人のうち、若い時に浪費をして老年になって利子所得がない人と、若い時に節約して大量の利子所得を得て老後を過ごす人の生活水準は同一なのだから、両者は元来は同じ所得を得ていると見做すべきである。それにもかかわらず、この図では、節約家の所得が浪費家より高く算定されるため、「所得負担率」はこの理由だけでも右下がりになる。

2. DIT の改善

DIT は、超過利潤を分離できなかった時代に、利子と超過利潤とを十把一絡げにして、定率の課税をした。いわば妥協の産物である。

結果的に、FIT と比べた税率は、低所得者には高過ぎるし高所得者には低すぎる。このため、DIT から出発して、*利子所得の非課税範囲を無制限に拡大する改革をすれば、同時に、超過利潤の税率を引き上げない限り、高所得者をさらに大きく優遇することになる。*超過利潤の税率を引き上げずに、利子所得の非課税範囲を拡大する場合には、高所得者の過大な優遇を避けるために、拡大範囲を厳密に制限しながら行う必要がある。

上で指摘したように、現在の日本の資産所得税の骨格である DIT は最終目標とすべき税制ではなく、FIT への通過点だと見るべきである。では、DIT は今後どう改革していくべきだろうか。

DIT を FIT の方向に改善する方法には、少なくとも次の 2 つがある。

第 1 に、すでに行われている年金課税の運用益を非課税とする適格年金の範囲を広げていくことである。iDeCo や NISA などのように公的適格とされる年金の運用という枠が定められ、利子の非課税範囲が限定され続けるならば、このような非課税措置を拡大できる⁸²。

第 2 に、特定のカテゴリーの資産所得で、利子所得と超過利潤を分離できる場合には、その利子所得の税率を 0% にし、超過利潤を累進課税することである。上記の事業所得の場合がこの例である。事業所得のうち利子所得相当分だけを税率 0% にし、残りは総合課税の課税ベースに組み入れることである。この課税方式の下では、労働所得と超過利潤との区別をせずに、高所得者の超過利潤への税率は賃金所得の税率水準まで引き上げられる。しかも、一企業の事業所得ということで、利子所得の範囲が限定されているから、この課税方式が高所得者を優遇するとは言えない。

3. DIT の根本改革への第 1 歩

DIT を、FIT そのものに段階を追って近づけていく根本改革を考えよう。

DIT の「資産所得税率一定の原則」を維持しながら、低所得者の税負担を現行より引き下げ、高所得者の税負担を引き上げることがその改革の骨格になる。

第 1 歩としては、低所得者に対しては実効税率を 20% より下げ、高所得者に対しては、資産所得に対する分離課税の税率は、当面、20% から欧州水準の 30% まで引き上げる、次の改革が考えられる。

- ① 「一人当たり 100 万円以下の預金利子所得」(≡ *E*) は、非課税とする。
- ② *E* 以外の資産所得に対して、次のいずれかを選択できる。
 - (a) 総合課税の課税ベースに加える。
 - (b) 30% の資産所得税率を適用する。

⁸² 上で述べた通り、これを際限なく、高所得者も利子を非課税にするのならば、その分、超過利潤に対して通常の累進課税が適用されなければならない。それがない限り、利子非課税を無制限とするわけにはいかない。

- (c) 特定のカテゴリの資産所得で、利子所得と超過利潤とを分離できる場合には⁸³、その範囲内の利子を非課税とし、超過利潤部分を総合課税する。

この改革の効果を、賃金所得の限界税率が30%以下の人「L」と、30%以上の人「H」とに分けて分析しよう。

まず、E以外の資産所得がある納税者Lは、(a)を選択すれば、Eを超える資産所得の税率を30%未満にすることができる。

次に、E以外の資産所得がある納税者Hは、(b)の30%分離課税を選ぶことができる。

ただし、利子所得と超過利潤とを分離できる納税者Hは、(c)を選べば、100万円以上の利子部分の税率を0にできる。このため、資産所得のうち利子所得の割合が大きい（小さい）場合には、(c)を選ぶほうが、(b)を選ぶより有利（不利）になる。

このように、一人当たりの非課税利子所得額の限度を明確に設ける限り、年金貯蓄の運用利子を非課税とするだけでなく、通常の少額預金の利子も非課税とすることができる。

以前の「マル優」（少額貯蓄非課税制度）が瓦解したのは、名寄せができなかったために、高額所得者が多くの口座を持って際限なくマル優を利用したためである。現在はそれを防ぐ技術がある以上、一定額までは利子を非課税にすべきだろう。そうした上で、現行の20%の資産所得を、上で挙げた改革提案のように例えば30%に引き上げ、超過利潤部分に対して現状よりは負担を高めることが考えられる。

上で提案した税制は、資産所得に対する30%の一律課税によるDITとFITのハイブリッドである。ただし、30%の資産所得税率というのは、現行のヨーロッパのDITの資産所得税率にほぼ等しい。この制度では、一人当たり100万円以下の預金利子が非課税にされていることを考えると、この30%という率が欧州に比べると低いというべきであろう。

このような制度を採用して、譲渡益税の部分を区別する実務上のノウハウが蓄積されたならば、将来は、30%の一律課税率も、次第に上げていき、それに伴い利子の非課税限度も、100万円から引き上げていくことができる。そのような改革を続けていくと、やがては、純粋なFITを達成することができる。

IV. 抜本的な資産所得税率を検討している国への示唆

Fisherが提案したFITは、生活水準に税額を直接的に関連付ける税制である。

しかし、日米欧では、利子を非課税とするFIT自体の採用は検討されたことはなかった。徴税技術上の制約から、資産所得のうち利子部分と超過利潤とを分離できなかったためである。この技術的な制約の下では、①資産所得に一切課税しない賃金税とするか、②資産所得税全体を同率で課税するCITを採用するか、の選択肢があった。しかし超過利潤への課税は、財源確保のためだけでなく、再分配の観点からも重要であるため、賃金税を選択する余地はなかった。結果的に、超過利潤部分に課税するCITが、各国で採用された。結果的に、利子所得にも課税せざるを得なかったのである。

⁸³ 前述の事業所得は、その一例である。配当に対してもそのような分離ができる。

しかし、CITの下では、高所得者にとって利子所得に対する限界税率が極めて高いことが、投資貯蓄の阻害効果と、譲渡益税のロックイン効果という弊害を生んだ。譲渡益税率は保有期間によって調整されなかったため、譲渡益のうち利子部分への課税がロックイン効果を生んだのである。この効果は、売却時中立課税方式を採用すれば、軽減できたはずであるが、徴税コストが高すぎるなどの理由で採用されなかった。

その代わりに、CITに比べて資産所得税率を一律に引き下げるDITが採用された。これによって、利子への税率が引き下げられたので、DITは、CITの弊害を緩和したが、除去したわけではなかった。しかも資産所得の一律分離課税はCITに比べて高所得者に対する超過利潤への税率を引き下げたので、再分配の観点からは、高所得者を優遇する結果となった。

今後、本格的な資産所得税改革に取り組む国は、

1. 日米欧の苦い経験を繰り返さずに済む、
2. 徴収時点にコンピュータ技術を十分に活用できる、

という、極めて有利な立場にある。すなわち、

1. 最初からCITではなくDITを採用することによって、無駄な回り道を避けることができる。CITの下では利子税率が高すぎるために、これは目指すべきではない。
2. DITでは、譲渡益税に関しては、最初から、①死亡時課税と②売却時中立課税を行うことによって、譲渡益の実現時課税の凍結効果を防ぐことができる。徴税の技術進歩により、現在では①、②が容易に実行できる。仮に、資産所得の税率を、当初は20%あるいは10%から始めるにしても、譲渡益課税の凍結効果が起こり得ない体制にしておけば、将来において、金融所得税率の大胆な引き上げが可能になる。
3. 上のようにDIT制度が実施されていれば、節III.3で概観したように、将来、資産所得税率の段階的引き上げと、利子非課税対象枠の同時拡大とが可能であろう。

以上の手順で資産所得税改革を行うことによって、デジタル徴税技術が発達した今、日米欧がたどった回り道を通らずに、また回り道が作り出した既得権者たちの抵抗を受けることなく、効率的な資源配分を達成する税制を構築できよう。同時に、利子課税を巻き添えにしない超過利潤に対する課税は、歪みを引き起こさずに税率を引き上げることを可能にする。結果的に、超過利潤や賃金に対して、日米欧より高度に累進的に課税することができ、所得再分配の実を挙げられると考えられる。

付論 1 支出税のルネサンス

戦後 1970 年代の半ばまでは、財政学においては、CIT が王座を占めていた時代であった。それに対して、支出税は、たしかに理論的に筋の通った税制であるが、執行上であまりに大きな問題を抱えているために、考慮するに値しないと考えられていた⁸⁴。

ところが、1970 年代の後半にイギリスの「ミード報告」、スウェーデンの「ロディン報告」、アメリカの「ブループリント」という三つの研究が⁸⁵、同時に支出税の構想を打ち出し、それによって支出税が大きな脚光を浴びることとなった。しかし、新しい工夫を持ってしても支出税の執行上の問題は大きいことが再認識されたため、1980 年代の後半から、支出税への脚光は再び光を失っていった。1970 年代半ばから 1980 年代半ばまでの 10 年間は、まさに支出税のルネサンス時代であったといえよう。

以前は執行が不可能だと考えられていた支出税に、ルネサンスが起きた最大の理由は、コンピュータと納税者番号の発達により、支出税執行に必要な金融資産の蓄積や借入れの捕捉が、昔ほど難しくはなくなったことである。

米国では、1970 年代の後半から 1980 年代の前半にかけて、支出税を導入すべきだという提案が租税学者や経済学者によって行われた。その理由は納税者番号制の確立の他に三つある。

第 1 に、この頃の米国では資産所得税内部での歪みが大きくなっていったことである。70% の最高税率とさまざまな抜け穴とが混在していた 1970 年代後半には、カーター政権時代のインフレで資産所得税の歪みが増幅されていた。1981 年のレーガン第一次税制改革によって最高税率は引き下げられたが、資本蓄積の奨励を目的として行われた資産所得の減税措置がタックスシェルターの乱用を生んだ。1981 年改革はかえって新たな資産所得税の歪みを発生させた。このように、資産所得税内部での歪みがこの時期誰の目にも明白な形で現れていたため、この問題の解決の方法として支出税が注目を浴びた。

第 2 に、貯蓄奨励をするための手段として支出税が必要と考えられるに至ったことである。この頃に、貯蓄率の高い日本が経済的競争国として出現するに至り、成長率決定要因としての貯蓄率の米国における低さが問題にされるようになった。

第 3 に、1974 年に租税学者 W. D. Andrews が、伝統的なキャッシュフロー方式に替わる前納勘定方式という支出税の課税方法を提唱したので、この新方式によって執行の難しさが大

⁸⁴ 支出税は、もともと Mill (1909), Fisher (1937) によって、生活水準を正しく反映する税として、また、Kaldor (1955) によって、実施可能な税として唱えられた。これらは、キャッシュフローベースの支出税と呼ばれる。本稿で単に支出税というのはこのタイプである。なお、Kardor の支出税は、毎年の支出額を、その年の CIT の課税ベースから純貯蓄額を差し引いた額として算出するものであり、スリランカなどで試されたが、遺産課税に対する伝統社会の反発や、徴税上の困難のために廃止された。

⁸⁵ ミード報告は、Institute for Fiscal Studies (1978)、ブループリントは U.S. Department of Treasury (1984)、ロディン報告は Lodin (1978)を見よ。

幅に改善すると希望が持たれるようになったことである⁸⁶。第一次財務省報告（いわゆるブループリント）では、前納勘定方式を全面的に活用する税制改革案が提案され、支出税の具体案が議論されることになった⁸⁷。

しかしながら、この提案に関して本格的に行われた論争によって、前納勘定方式には重大な執行上の問題があることが明らかになった。さらには、ブループリントが提唱したようにこの方式とキャッシュフロー方式を選択できるようにすると、さまざまな課税回避が起こることも明らかになった。このような理由で、当初は支出税の可能性に大きな希望を抱かせたブループリント方式は実現不可能なことが明らかになった。その上、この論争を通じて、前納勘定方式は支出税の理論的な性格まで変えてしまうことがわかった⁸⁸。

このために、1985年に出た第二次財務省報告では、支出税は現実的でないとされた。その代わりに、所得税の枠内で、資産所得全体を以前よりはるかに低い税率で、しかし総合に課税するという方向で資産所得税の歪み解消が図られた。この第二次財務省報告に基づいて1986年のレーガン税制改革が行われ、これによって米国税制の最大の問題であった資産所得税内部での歪みの問題が一応の解決をみた。また、低い貯蓄率を改善する上で資産所得税率のこれ以上の低下が大きく寄与するという意見も少数派になった。結局、支出税擁護の論調は、第二次レーガン税制改革と共に急速にしぶんでいったということができよう。

付論 2 譲渡益税の「実効税率」

ロックイン効果を理解するには譲渡益税の「名目税率」と「実効税率」の違いを押さえておくことが役立つ。

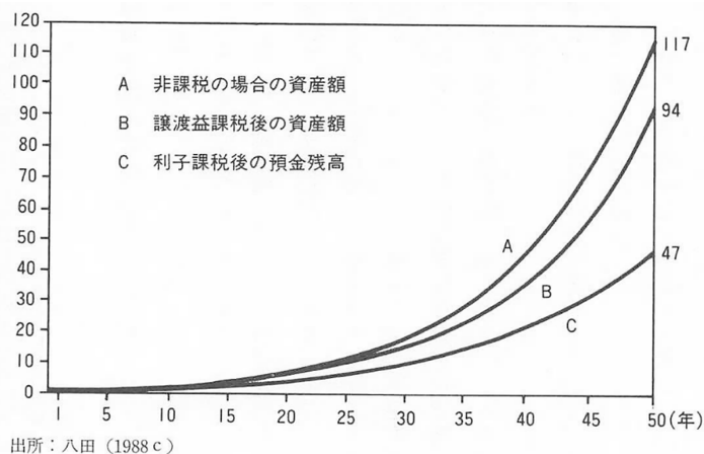
たとえば、ここに1億円あり、これを年当たりの利子率10%の定期預金で運用するとしよう。これを50年間保有した場合、いくらになるだろうか。図7の曲線Aは、もし利子が非課税であったなら、保有期間に応じてこの資産がどれだけ伸びていくかを示している。この曲線は、1億円の元金が50年後には117億円になることを示している。一方、曲線Cは、定期預金の利子が税率2%で年々課税される場合の税引後資産額すなわち税引後利子率が8%である場合の資産額を示している。この曲線が示すように、50年後の税引後の資産額は47億円にしかない。

図7 収益率10%、税率20%の資産額（単位：億円）と保有年数

⁸⁶ Andrews (1974).

⁸⁷ U.S. Department of Treasury (1977).

⁸⁸ この頃の支出税論争については、Andrews (1974), Bittker (1967), Warren (1975, 1980), Pechman (1980), 宮島 (1986) および、最後の2著の文献目録を参照のこと。



元本1億円を年当たりの値上がり率が10%での株（ただし無配当）で運用すれば、税引き前の資産額は、やはり曲線Aのように成長する。曲線Bは、この株の売却益に対して売却時点で20%課税された場合の税引後資産額を示している。これによると50年後には、この資産は94億円になる。定期預金の税引後の元利合計の実に倍である。このように、表面的に譲渡益税率と利子税率を等しくしただけでは、長期保有された株の税引後残高は、等しい税引前収益率の預金の税引後残高よりはるかに大きくなってしまふ。

株の譲渡益税とは、元来は每期支払われるべき株のキャピタルゲイン税を、株の売却時まで延納するものとみなすことができる。ある期間保有された株に対して与えられた税率の譲渡益税をかける代わりに、ある税率のキャピタルゲイン税を保有期間中に每期課税したとしよう。毎期末に株の一部を売却してそのキャピタルゲイン税を支払った場合に売却時に残っている税引き後残高と、譲渡益税率の下での税引後の残高が等しくなったとしよう。このキャピタルゲイン税率を、このケースにおけるこの譲渡益税率の「内在的キャピタルゲイン税率」、あるいはもっと簡単に「実効税率」と呼ぼう。

上の例で50年後に税引き後の資産額が94億円になる利子税率は約5%である。すなわち、この譲渡益税の名目税率は20%だが、実効税率はこの場合5%にすぎない。したがって譲渡益税の「名目税率」が利子税率と等しいとき、譲渡益税の「実効税率」は利子税率より低い。このように、利子所得と売却益に対する名目的な税率をただ等しくしただけでは、預貯金から株への資産シフトが起き、効率的な資産配分の観点からは、株に対して過大な投資がなされることになってしまう。

図7から明らかなように、資産を長く持てば持つほど定率の譲渡益税の実効税率は下がる。

実効税率を下げないよう売却時中立課税をするためには、図7の例でいえば、税引き後の資産額が曲線と等しくなるように（売却時点で課税する）売却時の税率を決める必要がある。たとえば、図のケースで、50年間保有した株に対して利子税と同率の20%の実効税率を持つ売却時中立課税を行うと、税率は60.4%になる⁸⁹。

⁸⁹ 税額は $117 - 47 = 70$ 億円、譲渡益は $117 - 1 = 116$ 億円であるから、売却時での名目税率は、 $70/116 = 60.4\%$ となる。

参考文献

- Andrews, W. D. (1974). A Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax. *Harvard Law Review*, Vol. 87, pp. 1113–1188.
- Andrews, W. D. (1980). A Supplemental Personal Expenditure Tax. in Pechman (1980).
- Auerbach, A. J. (1991). Retrospective Capital Gains Taxation. *The American Economic Review*, vol. 81(1), pp. 167–178, March.
- Auerbach, Alan J. and David F. Bradford (2004). “Generalized cash-flow taxation,” *Journal of Public Economics*, vol.88, issue 5, pp. 957–980
- Bittker, B. I. (1967). A Comprehensive Tax Base as a Goal of Income Tax Reform. *Harvard Law Review*, Vol. 80, No 5, pp. 925–985.
- Boadway, R. (2004). The Dual Income Tax System – An Overview. *ifo DICE Report*, ifo Institute - Leibniz Institute for Economic Research at the University of Munich, vol. 2(03), pp. 03–08, October.
- Bradford, D. F. (1980). The Case for a Personal Consumption Tax. in Pechman (1980).
- Cnossen, S. et al. (1996). *Towards a Dual Income Tax?*. London: Kluwer for the Foundation for European Fiscal Studies.
- Domar, E. D., & Musgrave, R. A. (1944). Proportional Income Taxation and Risk-Taking. *The Quarterly Journal of Economics*, 58(3), pp. 388–422. <https://doi.org/10.2307/1882847>
- Fisher, I. (1906). *The Nature of Capital and Income*. London: MacMillan. September, 1906.
- Fisher, I. (1937). Income in Theory and Income Taxation in Practice. *Econometrica*, 5(1), pp. 1–55. <https://doi.org/10.2307/1905400>
- Fisher, I. (1939). The Double Taxation of Savings. *The American Economic Review*, 29(1), pp. 16–33.
- Feldstein, M., Green, J., & Sheshinski, E. (1978). Inflation and Taxes in a Growing Economy with Debt and Equity Finance. *Journal of Political Economy*, 86:2, Part 2, S53–S70.
- Feldstein, M., & Summers, L. (1979). Inflation and The Taxation of Capital Income in the Corporate Sector. *National Tax Journal*, 1979, 32:4, pp. 445–470.
- General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers (1949) *Report on Japanese Taxation, by the Shoup Mission*.
- Genser, B. (2006). The Dual Income Tax: Implementations and Experience in European Countries. *Ekonomski Pregled*. 57 (3-4). pp. 271–288.
- Goode, R. (1980). The Superiority of the Income Tax. in Pechman (1980).
- Graetz, M. J. (1980). Expenditure Tax Design. in Pechman (1980).
- Haig, R. M. (1921). The Concept of Income—Economic and Legal Aspects. in R. M. Haig (ed). *The Federal Income Tax*. NY: Columbia University Press. pp. 1–28.
- Hall, R. E. & Rabushka, A., (1995). *The Flat Tax*. Stanford, CA: Hoover Institution Press.
- Hatta, T. & Haltiwanger, J. (1986). Tax Reform and Strong Substitutes. *International Economic Review*, vol. 27(2), pp. 303–315.
- Hatta, T. (1992). The Nakasone-Takeshita Tax Reform: A Critical Evaluation. *The American Economic Review*, 82(2), pp. 231–236. <http://www.jstor.org/stable/2117406>
- Institution for Fiscal Studies (1978). The Structure and Reform of Direct Taxation. *Report of a Committee Chaired by Professor J. E. Meade*, London: Allen and Unwin.
- Ishi, H. (2001). *The Japanese Tax System, 3rd edition*. Oxford: Oxford University Press, 2001.

- Kaldor, N. (1955). *An Expenditure Tax*. London: Allen and Unwin.
- Lodin, S. (1978). *Progressive Expenditure Tax—an Alternative?*. A Report of the 1972 Government Commission on Taxation, Stockholm, Liber Forlag.
- Mill, J. S. (1909). *Principles of Political Economy: with some of their Applications to Social Philosophy*. Reprinted by Augustus M. Kelley Publishers, Fairfield, New Jersey, 1976.
- Minarik, J. J. (1980). Conference Discussion. in Pechman (1980).
- Musgrave, R. A. (1959). *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*. NY: McGraw-Hill.
- Nielsen, S. & Sorensen, P. B., (1997). On the optimality of the Nordic system of dual income taxation. *Journal of Public Economics*, 63, issue 3, pp. 311–329.
- Pechman, J. A. ed. (1980). *What should Be Taxed: Income or Expenditure?*. Washington D. C.: The Brookings Institution.
- Sato, M. (2021) A Proposal for Lifetime Income Taxation: The Vickrey Mechanism Revisited. *The Tokyo Foundation For Policy Research*. 24th June 2021, <https://www.tokyofoundation.org/research/detail.php?id=817>
- Simons, H. C. (1938). *Personal Income Taxation: The Definition of Income as a Problem of Fiscal Policy*. IL: Chicago University Press.
- Sørensen, P. B. (1994). From the global income tax to the dual income tax: Recent tax reforms in the Nordic countries. *International Tax and Public Finance*, 1, pp. 57–79, <https://doi.org/10.1007/BF00874089>
- Sørensen, P. B. ed. (1994). *Tax Policy in the Nordic Countries*. Palgrave Macmillan, <https://doi.org/10.1007/978-1-349-13822-7>
- Sørensen, P. B. (2001). *The Nordic Dual Income Tax - In or Out?*. Invited Speech delivered at the meeting of Working Party 2 on Fiscal Affairs, OECD, 14 June, 2001. <https://web.econ.ku.dk/pbs/diversefiler/oecdual.pdf>
- Sørensen, P. B. (2005). Dual Income Taxation: Why and How?. *FinanzArchiv / Public Finance Analysis*, 61(4), pp. 559–586.
- Warren, A. C. (1975). Fairness and a Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax. *Harvard Law Review*, 88(5), pp. 931–946. <https://doi.org/10.2307/1340144>
- Warren, A. (1980). Would a Consumption Tax Be Fairer Than an Income Tax? *The Yale Law Journal*, 89(6), pp. 1081–1124. <https://doi.org/10.2307/796024>
- U.S. Department of the Treasury (1977). *BlueFlnts for Basic Tax Reform*. Washington D.C., U.S. Government Printing Office.
- Vickrey, W. (1939). Averaging of Income for Income-tax Purposes. *Journal of Political Economy*, vol. 47, no. 3, pp. 379–397.
- Vickrey, W. (1969). Tax Simplification Through Cumulative Averaging. *Law and Contemporary Problems*, 34, pp. 736–750.
- 岩田規久男 (1977). 『土地と住宅の経済学』, 日本経済新聞社, 1977年10月.
- 植松利夫 (2020) 『図説 日本の税制 令和元年度版』, 財経詳報社, 2020年3月.
- 大柿晏己 (2010). 「戦後住宅税制史概説 (第5回) 居住用財産の譲渡特例を中心として」, 『土地総合研究』, 土地総合研究所, 18(4), pp. 12–26.
- 金本良嗣 (1994). 「譲渡所得税の凍結効果と中立課税」, 『住宅土地経済』, No. 13, pp. 12–23.

- 加藤寛・横山彰 (1994). 『税制と税政—改革かくあるべし』, 読売新聞社, 1994年12月.
- 小宮隆太郎・村上泰亮 (1972). 「地価対策の基本問題」, 佐伯尚美・小宮隆太郎編『日本の土地問題』, 東京大学出版会, 1972年.
- 財務省 (2022). 「利子・配当・株式譲渡益課税の沿革」, 財務省ウェブサイト「わが国の税制の概要」, https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/financial_securities/kabu02.htm (2022年9月22日アクセス)
- 佐藤和男 (1987). 「土地税制の歴史的展望」, 『日本不動産学会誌』, 1986-1987, 2巻, 4号, pp. 3-22.
- 佐藤主光 (2021a) 「生涯所得課税の導入を」, 東京財団政策研究所, 2021年3月4日, <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3703>
- 佐藤主光 (2021b) 「生涯所得課税の導入を(その2)」, 東京財団政策研究所, 2021年6月15日, <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3769>
- 佐藤主光 (2022). 「日本の所得税制とその課題」
- 野口悠紀雄 (1994a). 『税制改革のビジョン—消費税増税路線を見直す』, 日本経済新聞社, 1994年10月.
- 野口悠紀雄 (1994b). 「政府税調答申, 消費税大幅引き上げは間違っている—高齢化社会には資産課税で対応を」, 『エコノミスト』, 7月号, pp. 52-55.
- 野口悠紀雄 (1994c). 「消費税の税率アップは不要だ」, 『エコノミスト』, 9月号, pp. 29-31.
- 野口悠紀雄 編著 (1994d). 『税制改革の新設計』, 「シリーズ・現代経済研究」, 日本経済新聞社, 1994年5月.
- 八田達夫 (1986). 「資本所得の包括的課税に成功した「レーガン税制」の教訓」, 『Economics Today』, 日本開発銀行設備投資研究所, 1986年秋号, pp. 76-90.
- 八田達夫 (1987). 「株, 債券, 土地にどう課税すべきか—全資産所得の一律分離課税で」, 『エコノミスト』, 9月号, pp. 36-43.
- 八田達夫 (1988). 『直接税改革—間接税導入は本当に必要か』, 日本経済新聞社, 1988年9月.
- 八田達夫 (1993). 「中曽根・竹下税制改革の意義と今後の課題」, 『日税研論集』, 第23号, pp. 201-258.
- 八田達夫 (1994a). 「財政システム—効率化基準と再分配基準」, 貝塚啓明・金本良嗣編『21世紀の財政システム』, 東京大学出版会, 1994年12月.
- 八田達夫 (1994b). 『消費税はやはりいらない』, 東洋経済新報社, 1994年12月.
- 八田達夫 (1996). 「所得税と支出税の収束」, 木下和夫編著『租税構造の理論と課題』(木下和夫・金子宏監修「21世紀を支える税制の論理」第1巻), 税務経理協会, 1996年, pp. 25-58.
- 増井良啓 (2011). 「第1回税制勉強会「家計編」講演録」, 日本取引所, 2011年11月8日. <https://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/research-archives/tax-group/01.html>
- 宮島洋 (1986). 『租税論の展開と日本の税制』, 日本評論社.
- 森信茂樹 (2001). 『日本の税制—グローバル時代の「公平」と「活力」』, PHP研究所, 2001年1月.

付表 1 利子・配当・株式譲渡益課税の沿革⁹⁰

年度	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
1947年	<ul style="list-style-type: none"> • 総合課税 • 源泉分離選択可(60%) • 少額貯蓄非課税制度 	総合課税	総合課税
1948年		配当控除制度の創設	
1950年	源泉分離選択課税の廃止		
1951年	源泉分離選択課税の復活(50%)		
1953年	源泉分離課税化(10%)		原則非課税（回数多、売買株式数大、事業類似は総合課税）
1955年	非課税		
1957年	短期(1年未満)のみ源泉分離課税化(10%)		
1959年	長期も含め源泉分離課税化(10%)		
1963年	源泉分離課税の税率引下げ(10%⇒5%)		

⁹⁰ 財務省(2022)より「利子・配当・株式譲渡益課税の沿革」の表を引用。読みやすさのため、一部を内容を変えずに編集した。

年度	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
1965年	源泉分離課税の税率引上げ(5%⇒10%)	<ul style="list-style-type: none"> 源泉分離選択課税の創設(15%) (1 銘柄年 50 万円未満等) 申告不要制度の創設(10%) (1 銘柄年 5 万円以下等) 	
1967年	源泉分離課税の税率引上げ(10%⇒15%)	<ul style="list-style-type: none"> 源泉分離選択課税の税率引上げ(15%⇒20%) 申告不要の税率引上げ(10%⇒15%) 	
1971年	総合課税化 源泉分離課税選択可(20%)		
1973年	源泉分離選択課税の税率引上げ(20%⇒25%)	源泉分離選択課税の税率引上げ(20%⇒25%)	
1974年		申告不要の要件の緩和(1 銘柄年 5 万円⇒10 万円)	
1976年	源泉分離選択課税の税率引上げ(25%⇒30%)	源泉分離選択課税の税率引上げ(25%⇒30%)	
1978年	源泉分離選択課税の税率引上げ(30%⇒35%)	<ul style="list-style-type: none"> 源泉分離選択課税の税率引上げ(30%⇒35%) 申告不要の税率引上げ(15%⇒20%) 	
1988年	<ul style="list-style-type: none"> 源泉分離課税化(20%) [所得税 15%、住民税 5%] 少額貯蓄非課税制度の原則廃止 (老人等少額貯蓄非課税制度に改組) 		
1989年			原則課税化(以下のいずれかの方式を選択) <ul style="list-style-type: none"> 申告分離課税(26%) [所得税 20%、住民税 6%] 源泉分離選択課税(みなし利益方式)(20%)

年度	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
2001年			<ul style="list-style-type: none"> 1年超保有上場株式等の100万円特別控除の創設 緊急投資優遇措置の創設
2002年	障害者等少額貯蓄非課税制度に改組		特定口座制度の創設
2003年		<ul style="list-style-type: none"> 源泉分離選択課税の廃止 上場株式等(大口以外)の申告不要の適用上限額の撤廃 上場株式等(大口以外)に係る軽減税率(10%) [所得税7%、住民税3%] (平成15年4月から平成20年3月まで) 	<ul style="list-style-type: none"> 申告分離課税への一本化(源泉分離選択課税の廃止) 上場株式等に係る税率引下げ(26%⇒20%) [所得税15%、住民税5%] 上場株式等に係る軽減税率(20%⇒10%) [所得税7%、住民税3%] (平成15年1月から平成19年12月まで) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設
2004年			非上場株式に係る税率引下げ(26%⇒20%) [所得税15%、住民税5%]
2007年		上場株式等(大口以外)に係る軽減税率(10%) [所得税7%、住民税3%]の1年延長(平成20年3月まで⇒平成21年3月まで)	上場株式等に係る軽減税率(10%) [所得税7%、住民税3%]の1年延長(平成19年12月まで⇒平成20年12月まで)
2008年		<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等(大口以外)に係る軽減税率(10%) [所得税7%、住民税3%]の廃止(平成20年12月末まで) 特例措置として、平成21年1月から22年12月末までの間、源泉徴収税率は10% [所得税7%、住民税3%] なお、上場株式等の配当(同一の支払者からの年間の支払金額が1万円以下のものを除く)の額が年間100万円超の場合には申告不要の選択不可 	<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等に係る軽減税率(10%) [所得税7%、住民税3%]の廃止(平成20年12月末まで) 特例措置として、平成21年1月から22年12月末までの間、源泉徴収税率は10% [所得税7%、住民税3%] なお、上場株式等の譲渡益が年間500万円超の場合には申告不要の選択不可 特例措置として、平成21年1月から22年12月末までの間、上場株式等の譲渡益が年間500万円以下の部分の税率は10% [所得税7%、住民税3%]

年度	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
		<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の申告分離課税(20%)〔所得税 15%、住民税 5%〕の創設(平成 21 年 1 月から) 特例措置として、平成 21 年 1 月から 22 年 12 月までの間、上場株式等の配当等の額が年間 100 万円以下の部分の税率は 10%〔所得税 7%、住民税 3%〕 	<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の譲渡損失と配当等との間の損益通算の仕組みを導入(平成 21 年分から。なお、特定口座を利用した損益通算は平成 22 年分から)
2009 年		<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の源泉徴収(大口以外)に係る軽減税率(10%)〔所得税 7%、住民税 3%〕を平成 23 年末まで1年延長 上場株式等の申告分離課税の税率の見直し(平成 21 年～23 年まで 10%〔所得税 7%、住民税 3%〕) 	<ul style="list-style-type: none"> 特定口座における源泉徴収に係る軽減税率(10%)〔所得税 7%、住民税 3%〕の1年延長 上場株式等の申告分離課税の税率の見直し(平成 21 年～23 年まで 10%〔所得税 7%、住民税 3%〕)
2010 年		平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、少額上場株式等に係る配当所得の非課税を導入	平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税措置を導入
2011 年		<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の配当等(大口以外)に係る 10%軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)を平成 25 年末まで2年延長 上場株式等の配当等(大口以外)に係る源泉徴収の 10%軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)を平成 25 年末まで2年延長 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税の施行日を2年延長し、平成 26 年からの適用とする 総合課税の対象としている大口株主等が支払を受ける上場株式等に係る配当等の要件について、発行済株式等の総数等に占める保有割合を 3%に引き下げる 	<ul style="list-style-type: none"> 特定口座における源泉徴収に係る 10%軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)を平成 25 年末まで2年延長 上場株式等の譲渡所得等に係る 10%軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)を平成 25 年末まで2年延長 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の施行日を2年延長し、平成 26 年からの適用とする

年度	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
2013 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定公社債等(注 1) の利子等については、20%源泉分離課税の対象から除外した上で、申告不要又は申告分離課税の対象とする。 ● 一般公社債等(注 2) の利子等については、20%源泉分離課税を維持する。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とする。 ● 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算を可能とする 平成 28 年1月1日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする(平成 28 年1月1日以後適用) <p>(注 1)特定公社債等の範囲:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定公社債: 国債、地方債・公募公社債・国内外の公営企業等が発行した債券・金融機関が発行した債券等・ ● 公募公社債投資信託 等 <p>(注 2) 一般公社債等の範囲:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定公社債以外の公社債 ● 私募公社債投資信託 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上場株式等の配当等(大口以外)に係る 10%軽減税率[所得税 7%、住民税 3%]は、適用期限(平成 25 年末)をもって廃止 ● 上場株式等の配当等(大口以外)に係る源泉徴収の 10%軽減税率[所得税 7%、住民税 3%]は、適用期限(平成 25 年末)をもって廃止 ● 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税について、口座開設期間を 10 年間とし、非課税期間を最長5年とする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上場株式等の譲渡所得等に係る 10%軽減税率[所得税 7%、住民税 3%]は、適用期限(平成 25 年末)をもって廃止 ● 特定口座における源泉徴収に係る 10%軽減税率[所得税 7%、住民税 3%]は、適用期限(平成 25 年末)をもって廃止 ● 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、口座開設期間を 10 年間とし、非課税期間を最長5年とする ● 株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度を、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とする(平成 28 年1月1日以後適用)

年度	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
2014 年			<ul style="list-style-type: none"> 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、1年単位で非課税口座を開設する金融機関の変更を認めるとともに、非課税口座を廃止した場合に非課税口座の再開設を認める
2015 年		<ul style="list-style-type: none"> 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税について、年間投資上限額を 120 万円(現行 100 万円)に引上げ 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税を創設(年間投資上限額 80 万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、年間投資上限額を 120 万円(現行 100 万円)に引上げ 未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税を創設(年間投資上限額 80 万円)

※表の税率の内書き記載のないものは、所得税のみの税率である。

現代中国における格差を是正する制度改革に資する

日本の資産所得税改革および年金改革経験

令和5年3月発行

発行所 公益財団法人アジア成長研究所
〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番4号
Tel : 093-583-6202 / Fax : 093-583-6576
URL : <http://www.agi.or.jp>
E-mail : office@agi.or.jp
